

衆議院 國土交通委員会 議録 第十号

令和三年四月七日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 あかま二郎君

理事 古賀 篤君

理事 土井 亨君

理事 築 和生君

理事 小宮山泰子君

理事 青山 周平君

理事 井上 貴博君

理事 岩田 和親君

理事 小里 泰弘君

理事 門 博文君

理事 金子 恭之君

理事 工藤 彰三君

理事 鈴木 貴子君

理事 田中 良生君

理事 中谷 真一君

理事 嶋山 二郎君

理事 堀井 学君

理事 三ツ矢憲生君

理事 荒井 聰君

理事 岡本 充功君

理事 高木鍊太郎君

理事 広田 一君

理事 道下 大樹君

理事 山本和嘉子君

理事 吉田 宣弘君

理事 井上 英孝君

政府参考人
(総務省大臣官房審議官) 川窪 俊広君
(農林水産省農村振興局農村政策部長) 山口 靖君
(農林水産省農村振興局整備部長) 小坂善太郎君
(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 松山 泰浩君

政府参考人
(林野庁森林整備部長) 岡本 三成君

政府参考人
(国土交通省水管理・国土保全局長) 井上 智夫君

政府参考人
(気象庁長官) 野田 勝君

政府参考人
(国土交通省国土地理院長) 長谷川直之君

政府参考人
(国土交通委員会専門員) 武藤 裕良君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 俊輔君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 重徳君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 辞任君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 四月七日君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 拓君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 三ツ矢憲生君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 井上君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 加藤君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 金子万寿夫君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 菅家一郎君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 小林茂樹君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 田中英之君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 高木啓君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 中村裕之君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 沢陽一君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 牧島かれん君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 山本拓君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 辻元君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 重徳君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 和彦君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 清美君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 松田功君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 矢上雅義君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 北側一雄君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 高橋千鶴子君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 古川元久君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 朝日健太郎君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 岩井茂樹君

政府参考人
(政府参考人) 伊藤 岩井赤羽君

牧島かれん君
中村 裕之君
岡本 充功君
高木鍊太郎君
矢上 雅義君
山本和嘉子君
辻元 清美君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

○あかま委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として国土交通省都市局長榎本真一君、水管理・国土保全局長井上智夫君、国土地理院長野田勝君、気象庁長官長谷川直之君、総務省大臣官房審議官川窪俊広君、農林水産省農村振興局農村政策部長山口靖君、農村振興局整備部長安部伸治君、林野庁森林整備部長小坂善太郎君及び資源エネルギー庁電力・ガス事業部長松山泰浩君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○あかま委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○あかま委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。小宮山泰子君。
○小宮山委員 立憲民主党、小宮山でございま
す。本日は、流域治水法ということで、本会議に統
きまして、質疑をさせていただきます。

令和元年の台風におきまして、川越市、ふじみ野市、富士見市においても被害が地元でも起きました。これを受け、水害のあった後、十一月の国交委員会において、建築規制の検討についての問い合わせ、赤羽大臣は、国交省はもとより、法務省を始め関係省庁ともしっかりと連携を取りながら具体的な検討を進めてまいりたいと答えていただきました。その後、都市計画法、都市再生特別措置法改正、そして今回の流域治水の整備と進んでおります。

先週末、被災に遭ったけやきの郷の、このときの水害の被害報告を聞く機会がありました。当時の状況から、阿部理事長は、いざというときのための障害者の集団避難の場の用意、大規模災害により施設が甚大な被害を受けたときに、応急仮設と、その後の安全な場所への公的補助のある移転の実現、ハザードマップ上にある危険な施設に対して安全な場所への公的補助を改めて要望されました。

これまで、法整備が進んでも、新設、大規模改修などの施設が対象となり、実存する既存の施設は、地方自治体の予算がなく、実際には、危険地域からの移転や危険回避の手段から取り残されているままというものが現実ではないでしょうか。本会議での質問で、本法案において、これまでの総合治水から流域治水へ大きく国の治水が前進することを確認し、一定の評価をいたしますが、実際に協議会設置、運営、計画の策定、対処の実施がされてこそ、九本束ねたこの法案の意義がある、その認識の下、質問させていただきます。

まず、地元地域での治水事業についての現状についてお伺いします。

令和元年の台風十九号により、荒川水系入間川支流の越辺川の堤防決壊によって、川越市、坂戸市などで大規模な浸水被害が生じたことを受け

て、関係自治体並びに国交省協力の下、入間川流域緊急治水対策プロジェクトの取組が進められています。河道の流下能力向上を図る施策、さらには水、貯留機能の確保、向上を図る施策、さらには土地利用、住まい方についても検討を講じております。

まず最初に、入間川流域緊急治水対策プロジェクトとして取り組まれている諸施策の現状について御説明ください。

○井上政府参考人 お答えいたします。

荒川水系入間川流域においては、令和元年東日本台風と同規模の洪水でも再度災害を防ぐことを目標に、昨年一月、国、県と四市町が連携して入間川流域緊急治水対策プロジェクトを策定し、令和六年度までに、河道掘削、堤防整備、遊水地など、約三百三十八億円の治水事業などに取り組んでいます。

このプロジェクトにおいては、ハード対策として、決壊した堤防六か所の復旧を終えるとともに、約百十萬立方メートルに及ぶ河道掘削を下流から順次進めているほか、入間川や荒川への流出を抑制するため整備する二か所の遊水地については、地元調整を行っているところです。プロジェクトの実施により、東日本台風と同規模の洪水が発生した場合でも、越辺川、都幾川では、堤防から洪水が何とかあふれずに流すことが可能になります。

一方、越辺川合流点より下流の入間川や、更に下流の荒川本川においては洪水時の流量が増えることになりますが、二か所の遊水地の整備の効果もあり、プロジェクト実施前と変わらず、洪水を計画高水位以下で安全に流すことが可能です。

○小宮山委員 川越市とふじみ野市の市境に位置する下水道、川越江川では、荒川水系入間川の支流、新河岸川に続くエリアにて、平成二十九年台風二十一号、令和元年台風十九号と、繰り返し水害が生じております。桶門を開けたままでの河川からのバックウォーターによる浸水、桶門を閉めたことによる内水被害と、原因は異なるものの、

同じ地域に浸水被害が生じております。川越江川の地域における内水被害対策の進捗について確認をさせていただきたいと思います。

あわせて、この法案では下水道法の改正も含まれております。第七条の二及び第三十一条関係、

公共下水管管理者、流域下水管理者及び都市下水

管理者は、逆流を防止する桶門又は樋管について、操作に従事する者の安全の確保が図られるよう配慮された操作規則を定めなければならないもの

のとすると規定され、これまで全国で約六割の施設にとどまっていた桶門操作規則の策定を義務化するものとなっております。この点に関しましても併せてお答えいただければと思います。

○井上政府参考人 近年、市街地に降った雨が排水できない内水氾濫が全国各地で頻発していることから、内水対策の強化が重要でございます。

川越江川は、当該流域の浸水被害を軽減するこ

とを目的とした、川越市、ふじみ野市の市境を流れる都市下水路であり、平成二十九年の台風二十一号や令和元年東日本台風において、川越江川の

下流部では、合流する新河岸川の水位上昇などにより、浸水被害が発生しております。

このため、川越市及びふじみ野市において、こ

れまでに、内水浸水の軽減を図るために排水ポンプ車の配備等を行ってきましたが、今後の中長期

の内水対策として、両市で締結された内水対策施設の整備に関する協定も踏まえ、新たに調整池や

調整池内に雨水ポンプ場を整備することとしており、今年度はそのための測量調査が実施される予

定です。国土交通省としましては、必要な施設の整備が早期に進むよう、重点的に支援してまいります。

また、委員から御質問のありました下水道のこ

とでござりますけれども、今後、気候変動に伴う降雨量の増大によって、下水道管理者が桶門等の操作を行う機会が増えることが想定されますが、

約四割の施設で操作規則が定められておりません。今回の法案では、桶門等の操作を安全かつ確実に

に実施し、浸水被害の発生を防止するため、河川等からの逆流を防止するために操作を行う桶門等について、操作規則策定を義務づけ、義務化することとしております。

義務化に当たり、災害時の桶門等の操作員の安全管理が不可欠と考え、操作規則は、「操作に従事する者の安全の確保が図られるように配慮され

たものでなければならぬ」と規定することとしております。

具体的には、下水道管理者が定める操作規則において、河川等が危険な水位を超えるに上昇が見込まれる場合、津波警報が発表された場合など、水位や気象情報等から操作を安全に行えない

と判断されるときは、桶門等の管理責任者が操作員に対して退避指示をすることなどを定めるこ

と等を想定しております。

あわせて、下水道管理者が操作規則を策定するに当たつて参考となるよう、操作員の退避ルール

を盛り込んだ作成指針を作成し、下水道管理者向けの説明会等により周知することで、操作員の安全確保を徹底してまいります。

○小宮山委員 ありがとうございます。

桶門操作に関しては、大臣答弁で、

桶門等の自動化、遠隔化について、令和三年度より新たに防災・安全交付金の交付対象に追加し、

地方公共団体を財政的にも支援していくと述べていただいております。自動化、遠隔化は、操作に

いただいております。自動化、遠隔化は、操作に従事する者の安全確保に資するものと思いますので、この施策には期待をしておりますことをお伝えさせていただきます。

さて、先ほど、水害に遭つた理事長さんの話もありました。日本全国あちらこちらで、ハザード

エリアに高齢者施設や障害者施設など、様々な要

支援者の施設があることは事実であります。ハ

ザードエリアからの移転先の用地、災害発生後の

仮設住宅建設用地、これがなかなか見つからない

というのも現実にあるかと思います。これらの候補地というものは、ふだんから確保していくこと

というのは、今後様々な大規模な災害が見込まれる中において大変重要なことと思つております。

この点に関しまして、平時であれば、また平らなところがあれば、ふだんは、ソフトボールのグラウンドであつたりサッカーホールであつたりとか一般の市民の方が使つていて、必要なときにはそれを転用し、仮設住宅や災害復興住宅、こういったものに転用するということもできるんだと思いますが、なかなかこの準備ができるという状況がないのが現実であります。平時のときから確保しておこう仕組みというものを進めるべきではないかと考えますが、大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

転用するということもできるんだと思いますが、なかなかこの準備ができるという状況がないのが現実であります。平時のときから確保しておこう仕組みといふのを進めるべきではないかと考えますが、大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○赤羽国務大臣 災害対策は、基本的に、全般的に、平素から常に災害を想定して準備をしておく必要があります。平時のときから確保しておこう仕組みといふのを進めるべきではないかと考えますが、大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○赤羽国務大臣 災害対策は、基本的に、全般的に、平素から常に災害を想定して準備をしておく必要があります。平時のときから確保しておこう仕組みといふのを進めるべきではないかと考えますが、大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

学校の校庭を使つたりとか公園を、従来の目的とは違つところに造らざるを得なかつた。私もある

いうことで、その用地、大変苦労がありました。

○赤羽国務大臣 神戸のときも、都市部の直下型の地震ですから、大変な数の仮設住宅を用意しなければいけないと

いうことと、その用地、大変苦労がありました。

○赤羽国務大臣 今、仮設住宅についても、阪神・淡路大震災の

神戸のときも、都市部の直下型の地震ですから、

大変な数の仮設住宅を用意しなければいけないと

いうことと、その用地、大変苦労がありました。

○赤羽国務大臣 は違つところに造らざるを得なかつた。私もある

とき思つたんですけれども、平らであればいいと

いうことではなくて、やはりそこにいれば水回り

をしなければいけないので大変な工事もかかると

いうことであり、仮設ですから、終わるとまたそ

れを全部元に戻さなければいけない、大変な状況

でございまして、そういう意味では、国交省とし

て、復興まちづくりのための事前準備ガイドライ

ン」というものを策定しながら、常に地方自治体の皆さんにそうしたことを訴えているわけござい

ます。

用地につきましては、公有地を原則としていますけれども、民有地を借り上げる場合は災害救助法において国費の負担の対象としておりますし、また、国交省の事業としましても、災害時に仮設住宅用の用地として活用できる避難地・避難場所等の整備に対しましては、防災・安全交付金より支援を行っているところでございます。

また、先ほどからお話を出でている要配慮施設等の移転につきましては、一定の要件はありますけれども、都市構造再編集中支援事業ということことで、安全な地域への移転を支援する仕組みも設けているところでございます。

こうした意味で、特に災害弱者の集中する拠点につきましては、様々な対応もありますけれども、そうしたことをフルに活用していただけるよう周知徹底をしていただきたいということが一つと、あと、仮設住宅を造るのはテンタティブな話なので、空き家等々を災害協定とか空き家バンクに登録していただきて、いざというときには仮設住宅を経由せずに恒久的な住宅になり得るような、そうした対応も視野に入れるべきだというふうに私は思っております。

○小宮山委員 是非、事前に準備ができるといふか、ここを、しっかりと用地というものを確保できるようにしていただきたいと思います。そのためには新しい制度、場合によつては立法も必要かと思います。なかなか仮設住宅を建設する場所というものが見つからず転々とするということもありますし、その後移転等も強いられることもあります。被災地から聞くこともありますので、是非制度としても成り立つように御検討いただければと思います。

さて、特定都市河川の指定以外の河川についてお伺いします。

今回の法案は、この特定の指定河川に指定されるか否かというものが大きな分かれ目になる法案でございます。また、全国、埼玉県もそうですけれども、雨水流出抑制条例など、様々な総合治水の取組に従つての条例を作っています。全国の自治体

でこれまでの取組との整合性を図られているのか。また、指定河川以外の施策も重要でもあります。特定都市河川指定以外の河川に対しても、これまで各地で総合治水として取り組んできた対策が、これまで同様に進めることができると、国からの支援や対策の内容に違いが生じるのか。違いが生じた場合、非指定河川を有する地域に改修などで不利益になるのかならないのか、お聞かせください。

○井上政府参考人 埼玉県のように、独自の条例によって実施されてきた先進的な取組は、都道府県等の意見を伺いつつ、運用において整合を図り、法改正後もこれまでの取組を継続していく方向性にしてまいりたいと考えています。

また、本法案の施行により、雨水貯留浸透施設の整備費用に対する財政支援の割合を引き上げることや、新たな土地利用規制などを措置することとしており、新たに法的枠組みを活用していくことで対策を強化することが可能となるため、特定都市河川の指定についても促していきたいと考えています。

これまで特定都市河川の対象となつていなかつた河川においても、自然条件等によって河道等の整備だけでは浸水被害を防止することが困難な河川を新たに対象に追加することとしており、指定を促すことにより、流出抑制などの対策を強化してまいります。

また、特定都市河川に指定されない河川においても、自治体に限られていた雨水貯留浸透施設設置の支援対象に民間企業も追加することとし、更に支援してまいります。

○小宮山委員 本会議での大臣答弁において、現状の八水系六十四河川から、関係自治体との調整を経て、数百程度の河川を指定することを想定している旨、答弁されました。

最上流と最下流、また大きく利害の反する者により構成される協議会の合意形成は相当に難しいと参考人の陳述にもありました。

例えば、埼玉県下の各河川について、実際にどう

域の指定を行つていいのか。荒川、利根川といった規模で、上流から下流まで、細かな支流まで含めて指定されることが生じるのか。荒川の支流である入間川と、更にその支流について指定を行つていいのか。指定する対象の範囲はどこまでなのか、対象となり得るのかが不明瞭であります。

そこで、流域治水の対象範囲のスケール感、現在の国交省の想定をお聞かせください。

○井上政府参考人 特定都市河川浸水被害対策法では、河道等の整備のみでは浸水被害の防止が困難な河川において、河川への雨水の流出抑制や土地利用規制など、法的枠組みを活用して総合的な浸水対策を実施することで浸水被害を防止することを目的としております。

その上で、今般の法改正により、バックウォーター現象によって氾濫が発生しやすい本川と支川の合流点や、川幅が狭くなる狭窄部等の自然条件によつて、河道等の整備だけでは浸水被害の防止をすることが困難な河川を特定都市河川の対象に追加することとしております。

このような本川の上流域や支川の流域などについては、主に埼玉県知事が指定権者となります。が、国土交通省としても、特定都市河川の指定の意義や流域全体で取り組む必要性を示すなど、必要な技術的支援を行つてまいります。

○小宮山委員 近年、障害者や高齢者などの要配慮者の関連施設によつて、施設ごとに避難計画、タイムラインを作成したり、防災訓練、避難訓練などを進めていくという取組が進んでおります。

関係省庁からの通知は建設部局や都市計画部局、厚生労働省からの通知は福祉関連部局へ、文科省からの通知は教育部局などへと、地方自治体の組織内においても縦割りで、情報、通知が流れています。

ます。このような実情から、防災・減災に関する有益な情報や指導内容が十分に共有、活用し切れないとまま、時には見落とされるということも起ります。省庁からの情報発信、自治体への指導助言においても、関係省庁との連携を取つて実施していくことが重要だと考えます。省庁を超えての連名での通知とするなど工夫を積極的に行い、自治体内での情報共有が行われやすい、特に災害時で各部局が出払っていることもあります、その情報が活用されやすいように努めるべきだと思います。この点に関しまして、国交省より御見解をお聞かせください。

○井上政府参考人　流域治水は、あらゆる関係者が協働して治水対策に取り組もうとするものであり、平時にも災害時においても、その主要な役割を担う自治体が効果的に対策を実行できるよう、自治体内部の関係部局間での情報共有や連携が必要です。

例えば、災害時に高齢者の命を守るために、自治体の防災部局のみならず、福祉関連部局と一体となつた取組が求められます。そのため、河川が氾濫した場合の被害軽減の取組を協議する大規模氾濫減災協議会に、厚生労働省との連名により、自治体の福祉関連部局の参加を促し、連携体制を構築しています。協議会の場では、気象庁や河川管理者から、いつどのような防災情報が発出され、その際にどのような行動を取る必要があるか等情報をを行い、自治体の連携しやすい環境づくりに努めているところです。

三月三十日に全国百九の全ての一級水系を取りまとめた流域治水プロジェクトでは、このほかにも、現場レベルの様々な連携を推進していくこととしました。引き続き、流域治水の旗振り役として、関係省庁とともに、自治体内の関係部局が連携した取組をしっかりと支援してまいります。

○小宮山委員　雨水貯留施設の整備など、今回の民間の取組の支援として、固定資産税の減免などは政策推進のインセンティブになるとして有効な

ものと考えます。
一方、各自治体の財政は大変厳しい状況にあり、税収減につながることから、自治体からは非常に歓迎されないものではないかとも思います。厳しい自治体財政は、新型コロナへの対応で、なお一層厳しくなっています。治水の取組が進展するかは、やはり財源の確保が重要となります。国からの補助金による後押しが必要ではないか、予算確保に関しての御所見をお聞かせください。

○赤羽國務大臣

まさしく御指摘のとおりでござります。

今回、そうしたことも踏まえて、防災・減災、国土強靭化のための五か年加速化対策というものを、これは五か年で計十五兆円の事業費を想定しておりますが、それをしつかり活用する。この大ききな予算の塊を活用しながら、完成までの期間を定めて集中的に実施する、それをより集中させるために、個別補助事業として、地方公共団体をしっかりと応援してまいりたい、こう考えております。

○小宮山委員 しつかりやつていただけるということで、是非期待したいと思います。
さて、今回の法改正は、主なものだけでも九本の法律改正となる、いわゆる束ね法案となつております。いずれも治水のため関連しているとはいながらも、改正に及ぶ範囲が大変広く、成立後に内容を読み込んで、それぞれの地域、それぞれの自治体でどのように活用するのが最適なのかを見極めるのは大変難しいという自治体職員からのお話を伺いました。

各自治体で今後の事業推進や予算編成に生かされていくためにも、改正法に関するガイドラインとが、分かりやすい説明資料を十分用意しておくれ、また、理解が進むように国交省からの丁寧な対応、説明が必要となると思います。政府の今後の取組について御説明ください。

○井上政府参考人 本法案では、雨水貯留対策の強化や防災集団移転促進事業による被災前の移転、高齢者施設における避難対策の強化、中小河

川におけるハザードマップの作成などに取り組むこととしておりますが、その多くは自治体が主要な役割を担うこととしているため、まず、自治体の方々に改正内容を十分に理解いただくことが必要となります。このため、本法案が成立すれば、直ちに自治体に対し、実務面、技術面から丁寧な情報提供を幅広く行つてまいります。

例えれば、雨水貯留対策、防災集団移転促進事業については、国庫補助だけでなく、地方財政措置や税制を含め、手厚い支援制度を周知します。また、高齢者施設の避難確保については、厚生労働省と連携して、自治体の福祉、防災両部局を対象とする研修会を開催する予定です。ハザードマップの作成については、簡便な浸水範囲の設定手法などのガイドライン、マニュアルを作成、周知します。

本法案を活用した流域治水の成否は自治体が握っていると言つても過言ではなく、自治体との連携を密に取りながら、流域治水の取組を強化してまいります。

○小宮山委員 ありがとうございます。是非丁寧にしていただければと思います。
なかなかこの九本の法律、多岐にわたつております。まして、各自治体の方々、ほかの通常の業務もしないがらも、改正是大変広く、成立後お忙しいと思います。いかがなればいけないというふうに思つておいでください。

さて、時間の関係で先に進ませていただき、流域治水における生態系への配慮について大臣に伺いたいと思います。

昨年七月の社会資本整備審議会答申において、流域治水を進める上で、生態系ネットワークに配慮した自然環境の保全や創出、かわまちづくりと連携した地域経済の活性化やにぎわいの創出などを、防災機能以外の多面的な要素も考慮し、洪水対策を適切に組み合わせることにより、持続可能な地域づくりに貢献していくべきであると提言されています。

○井上政府参考人 本法案では、雨水貯留対策の強化や防災集団移転促進事業による被災前の移転、高齢者施設における避難対策の強化、中小河

川におけるハザードマップの作成などに取り組むこととしておりますが、その多くは自治体が主要な役割を担うこととしているため、まず、自治体の方々に改正内容を十分に理解いただくことが必要となります。このため、本法案が成立すれば、直ちに自治体に対し、実務面、技術面から丁寧な情報提供を幅広く行つてまいります。

例えれば、雨水貯留対策、防災集団移転促進事業については、国庫補助だけでなく、地方財政措置や税制を含め、手厚い支援制度を周知します。また、高齢者施設の避難確保については、厚生労働省を始め使われるようになつたグリーンインフラの意味が、従来の緑化とか公園整備、歩道や建物敷地の一部への植栽を進める等、かなり狭い範囲で捉えられているのではないかとの懸念があります。整備完了した後から劣化が始まることには歓迎をしております。

具体的には、河川や遊水地を掘削する際には、できるだけ浅く広く掘削することで湿地環境を再生するですとか、また、そもそも保水ですか遊水機能を有する水田や林など自然地を積極的に活用し、保全しながら、いわゆるグリーンインフラの観点から流域治水を進めていくということを考えていかなければいけないというふうに思つております。

流域住民の皆様の安全、安心の確保と、自然環境の保全や再生、これを両立していかれるよう、しっかりと取り組んでいきたいと思います。

○小宮山委員 ありがとうございます。
本会議で質問したときには、実は環境大臣に質問させていただきましたが、余り流域治水と生物多様性についての関係というのを環境省の方の答弁からは感じられなかつたのは大変残念なんですが、是非これを機会に、しっかりと働きかけ möchtenと思います。

さて、グリーンインフラを普及・推進していくに当たり、単なる緑化推進にとどまらず、自然の力を生かしていくことが重要と考えておりますが、この点に関しまして、国交大臣の御見解をお聞かせください。

○赤羽國務大臣 グリーンインフラというものは、二〇一五年に閣議決定をいたしました国土形成計画において初めて政府としての計画に位置づけられました。それは、生物の生息、生育の場ですとか、樹木による暑熱対策、良好な景観形成といった自然環境が有する多様な機能を活用する幅広い可能性を有しているというふうに考えております。

当時、振り返りますと、屋上緑化ですとか、様々な、相当積極的に取り組まれておますが、残念ながら余り今、屋上緑化というのは、いろいろな試行錯誤の中で、なかなか難しい点もある、こ

ンフラという考え方を取り入れて、将来世代に自然の恵みを残しながら、自然が有する機能を防災、減災等に活用していくべきないと考えております」と答弁をしております。

グリーンインフラという文字が少しずつ広まり、今回の流域治水推進に際しても取り入れられることは歓迎をしております。しかし、現在、国交省を始め使われるようになつたグリーンインフラの意味が、従来の緑化とか公園整備、歩道や建物敷地の一部への植栽を進める等、かなり狭い範囲で捉えられているのではないかとの懸念があります。整備完了した後から劣化が始まることには歓迎をしております。

具体的には、河川や遊水地を掘削する際には、できるだけ浅く広く掘削することで湿地環境を再生するですとか、また、そもそも保水ですか遊水機能を有する水田や林など自然地を積極的に活用し、保全しながら、いわゆるグリーンインフラの観点から流域治水を進めていくということを考えていかなければいけないというふうに思つております。

流域住民の皆様の安全、安心の確保と、自然環境の保全や再生、これを両立していかれるよう、しっかりと取り組んでいきたいと思います。

○小宮山委員 ありがとうございます。
本会議で質問したときには、実は環境大臣に質問させていただきましたが、余り流域治水と生物多様性についての関係というのを環境省の方の答弁からは感じられなかつたのは大変残念なんですが、是非これを機会に、しっかりと働きかけ möchtenと思います。

さて、グリーンインフラの活用ということで今までありましたが、このグリーンインフラという言葉が日本ではまだほとんど使われていないようです。

○一四年に、衆議院予算委員会において、私自身は、EUにおいての生物多様性戦略に基づきグリーンインフラ戦略が二〇一三年に策定されるこ

とを紹介しつつ、日本でもこの考え方を取り入れた。これに対して、安倍総理は、「グリーンイン

それは、多分、小宮山委員が言われているよう

に、そうしたことなどよりも、もう少し幅広く、恐らく自然の力を生かしていくことなどが重要だという認識の下で、例えば、水田を含む川沿いの低地などを、流域の沿川の保水、遊水機能を有する土地を貯留機能保全区域として指定できるようになりますとか、また、雨水を蓄え、地中に浸透させる能力が高い都市部の緑地そのものを特別緑地保全地区として指定できるようにする。こうした形で、やはり幅広い、今ある自然の力を活用していく、こうしたグリーンインフラの方が私は永続性があるのでないかというふうに思つております。

○岡本(充)委員 引き続き質問に立たせていただきます。

今日は、特定都市河川浸水被害対策法等の改正する法律案の質疑でありますので、まずはこれまでの様々な取組をどう評価し、どう改善していくか、こういう観点から質問したいと

思いました。
一つ目は、浸水想定図というのを作つてきました。当委員会でいろいろな議論もなされかけてきましたけれども、既にハザードマップについてどうあるべきかということで議論もされました。特に私が懸念をしているのは、分かりにくさについてであります。まず、そ

うした鍵点で一 点目の質問をしたいわけであります。

意味でのクリーンインフラを実現できる流域治水にしていかなければいけないというふうに思つております。

○井上政府参考人 水防法においては、洪水、雨水、高潮の現象ごとに、それぞれの災害にによるリスクを明確に提供するための浸水想定区域を指定することとしております。

流域治水においては、住民の皆様に円滑かつ迅速に避難していただけるようにすることも重要であるため、今回の法改正においては、浸水想定区域を指定する対象を、住民等の防御対象のある今後の河川流域、下水道、海岸と大幅に拡大することとしており、リスクの情報空白域の解消を進め思っております。

る」ととしております。

同時に起きるようないわゆる複合災害についても想定しておくことが大事であり、今後どのような

災害が同時に起こり得るのか、どのような外力を想定すべきか等について、専門家の意見も伺いながら検討を進めていく必要があると考えております。

○岡本(充)委員 大臣、恐らく参考人質疑を聞かれたと思います。これは、千葉大学の園芸学研究科の秋田教授の資料なんです。そのときにもおつたつて、もしよろづ

しゃられていましたけれども、これは松戸の例でありますけれども、実際に、内水と、そして洪川のハザードマップが左にあって、そして国土地理院の重ねるハザードマップでは、松戸市のこと

は白こうじふうになつていて、住民に分かれづらい。一次素材からどうやつて現実に起こるか、

今、検討してまいりたいという話ですけれども、検討してまいりたいというのは、やるかやらないか分からんんです。これはやはりやる方向で進めていくというふうに、是非大臣から御答弁いただきたい。

○赤羽国務大臣 やるという方向で検討してまいります。

○岡本(充)委員 是非これは作っていただきたいからいいと、本当に分かりづらいので、お願いをしたいと思ひます。

そして、同様に、一級河川と二級河川も地域による違いがある。一級河川と二級河川の流域では、雨が降ったときにどの程度の被害が発生するかが大きく異なる。たとえば、淀川では大雨が降ったときに河川が氾濫する可能性があるが、寝屋川では同じ程度の雨でも氾濫しない。これは、流域の地形や地盤特性によって決まる。また、河川間の複数箇所での堤防の損壊も想定される。これらは、河川の構造や周囲の環境によって異なる。

この河川ではこの降雨量と置いて差がある場合、やはりひどい方の降雨量にそろえて想定をするといふことが当然必要なんじやないか。隣接する川のエリアで想定降雨量にかなりの差があることがあります。それはやはりそういう多い方にそろえて、その際、より少なくて洪水被害が想定される河川については更にどうなるのか、もつと複数箇所で切れるのか、どうなのかということについても想定を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○井上政府参考人 委員御指摘のとおり、現在、木曾川と日光川で設定している雨量は、木曾川が四十八時間五百二十七ミリ、日光川が二十四時間七百十二・九ミリとなつておつて、雨量強度だけ見ると、日光川の方が大きくなつております。

Digitized by srujanika@gmail.com

たものを作っていくという理解でよろしいでしょうか。
○井上政府参考人 お答えいたします。

地域があり、同時に氾濫が起きるようなケースは想定されるため、どのような外力を想定すべきか等について今後検討を進めてまいります。○岡本(充)委員 その検討を進めてまいります、やるといふことでいいんですか、局長。やるといふことですね。

○井上政府参考人 やる方向で検討を進めてまい

○岡本(充)委員 もう一つ重要な点は、昨日
あります

はまた私の地元になっちゃうんですけれども、私の地元に流れている一級河川木曽川と二級河川日光川、この河川、それぞれ想定される雨の量というのを比べてみたら、相当程度、日光川の浸水想定時の降雨が強い。このときにも木曽川の方は全く何にも影響がないとは、なかなか考えられないんです。

つまり、Aという河川ではこの降雨量、Bといひ方いぢまこの降雨量にこいつきどうの場合、

この河川ではこの降雨量と置いて差がある場合、やはりひどい方の降雨量にそろえて想定をするといふことが当然必要なんじやないか。隣接する川のエリアで想定降雨量にかなりの差があることがあります。それはやはりそういう多い方にそろえて、その際、より少なくて洪水被害が想定される河川については更にどうなるのか、もつと複数箇所で切れるのか、どうなのかということについても想定を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○井上政府参考人 委員御指摘のとおり、現在、木曾川と日光川で設定している雨量は、木曾川が四十八時間五百二十七ミリ、日光川が二十四時間七百十二・九ミリとなつておつて、雨量強度だけ見ると、日光川の方が大きくなつております。

第一類第十号 國土交通委員會議錄第十号 令和三年四月七日

浸水想定の前提となる想定最大規模の雨量は、当該地域において過去に観測された最大の降雨量を基に、千分の一規模の降雨を大きく下回らないよう、流域の大きさに応じて設定することとしており、同一地域であれば流域面積が小さいほど雨量強度は大きくなります。こういうことで先ほど申し上げたような形になっています。

このため、流域の小さな日光川における想定最大降雨を流域の大きな木曽川に適用するということになると、その両方見た場合のバランスを考えたときには少し降雨量の設定がおかしくなることがありますので、ここは専門家の意見を聞いて、しっかりと両方にとって最大となるような降雨はどういうようなものかを改めて設定してまいりたいと考えております。

○岡本(充)委員　いろいろなところでこれからシミュレーションを作るわけです。私の地元だから、地域、エリアが分かるんです。

昨日ちょっと質問通告したんですけども、聞いたんですけれども、木曽川のいわゆる降雨の予想工リアーというのは、揖斐川水系である岐阜県の西濃地方や、それから岐阜県の中濃地方北部なども、これは降雨の対象と。それだけ広い範囲が今現状では想定降雨の地域ということでよろしいですか。

○井上政府参考人　委員の御指摘のとおり、流域に降っている雨を見ておりますので、木曽川水系についてはそのようになります。

○岡本(充)委員　ということであるとすると、確かに、そこまで、岐阜県の西濃地方の北部から長野県までですね、それだけの降雨が広範囲に降るということはなかなか想定しづらても、もつと言えば、岐阜県の西濃北部は揖斐川に流れ込む水でありますから、直接、木曽川の水系に影響が及ばないエリアでもあります、木曽川だけに、單体で見れば。

そうすると、木曽川のエリア、いわゆる愛知県と岐阜県にまたがるエリアを中心いて强度の雨が降った場合には、私はやはり、先ほど、それだけ

け全部、今想定している、岐阜県の、もう滋賀県の県境から長野県まで五百ミリを超えるような雨が四十八時間で降るというのはなかなか想定しづらいのかもしませんが、もつと狭いエリアで、今言つた、それを上回る、日光川のような十四時間で七百ミリを超える降雨というのはもしかしたら想定できるのかもしないという意味で、しつかり私も指摘をしておきますので、こうした、すごく広い範囲では出ないかもしないけれども、木曽川でも十分影響が起これ得る範囲で降るかもしれないという意味で、きちと想定をして。

私は、いつも思うんです。後からやはりこうでし
た、やはりこうでしたといつて、だんだん、ちょ
びつとずつ、ちょびつとずつ堤防整備の話が出
くるんです。

この間も聞きました。もう大丈夫なんですかと
いう話をしたわけですよね。それはなかなか大丈
夫だと言いつ切れないところはあるかもしないけれ
ども、住民からすれば、いつまでたつても、何
だか、今度はやはりこうでした、やはりこうやつ
て計算してみたらああでしたといつて、ずっと不
安を抱えているのは、やはり私はすつきりしない
と思います。

今の科学の力でこうなんだということをはつき
りさせて、それに向けてきちっと建設、堤防の整
備が終わつたということをアナウンスする、それ
で少なくとも数十年はいけるようにしてあげないと、
数年ごとに新しい数字が出てきて、やはりこ
うだ、ああだと言わいたら本当に不安になるわけ
でして、しつかりとした数字を出していただきた
い。

その点について、大臣から、しつかりとした数
字を出して整備をしていく、少しずつ、ちょこ
ちよこ変更して、堤防の整備はまだ、まだだな
んという話にならないように、是非しつかり検討
していただきたいと思いますが、大臣、よろしく
お願いします。

の想定をするときには、例えばスパコン等々を用いて、最新鋭の科学的な知見で定めるべきだと いうふうに思つております。ただ、他方、そうであつても、自然と対峙するわけでありますから、そこに、安全神話には陥らないようにしなければいけないわけですし、ハードだけではなくてソフトの対策で命を守る仕組みもつくつていかなければいけない。これは聞かれたわけではありませんけれども、そう常に思つております。

○岡本(充)委員 もちろん、時々の技術の進歩で変わるのは分かりますが、しかし、何か、もうそんなどことは前から分かっていたでしようみたいな話が今更出てくるとかいう、例えば、前回聞いた話では、高潮だけじゃなくて、風が吹くと波がち上がつて、ちょっと堤防を越えるんです、だから堤防整備、少し高くします、こういう話が出てくるわけですよ。

波があつて高潮になつているときに風が吹くと、いうのは、最新の見方がなくとも分かる話なんですね。当然のことながら、この風も含めて、高潮かつ風があつて、波浪、波が立つという状況でも大丈夫など、これまでやつておくといふのは当たり前だと思います。風が吹くといふのを、最近知つた知見なら分かりますよ、そんなことは昔から分かっている話なんですから、そういうことも踏まえてきつつとシミヨーレーションしてください。高潮対策ができましたと言つて、その後にやはり風が吹くともうちょっと越えるのでもう少し堤防の整備ですと言われると、何だったんだという話になるということなんですね。

そういう意味で、後からちよろちよろと出でてくるのではなくて、しっかりと、これで大丈夫だという設計をしてほしいということをお話をしています。

○大臣、お願いします。

○赤羽国務大臣 そういうふうに設定をしていると承知をしております。

○岡本(充)委員 やはり、後からこれは出てきています。

るんですよ、実際、やはりその分だけあと一メートル、二メートル高くしますという話は、実際に木曽川の河口部でも今やっているわけですから、それはやはりきちっと対策を立てていただきたいと思います。

それから、あと、下水道について伺いますが、下水道で雨水の貯留機能を持たせるという場合においての考え方を聞きたいと思います。

今整備をしている下水道はもとより、過去にできた下水道についても同様に、下水道の管理者に対して雨水の貯留機能をこれから要請していくということになるのかどうか、これについて聞かたいと思います。

○井上政府参考人 これから、内水氾濫が全國各地で氾濫しておりますので、しっかりと雨水の貯留機能を持たせるような整備を進めていきたいと、いうふうに考えております。

○岡本(充)委員 それはだから、下水の要するに管理協定の締結というのがありますけれども、この管理協定を結んで雨水の貯留を求めていくということでいいのかということ、十九条の話ですけれども、そういうこととよろしいですか。

○井上政府参考人 管理協定の話は、民間の方が雨水貯留施設を造った場合に自治体が管理の協定を受けるかということでございますけれども、それにつきましては、その必要がある場合には管理を受けるというふうな形で考えております。

○岡本(充)委員 是非、今現在、建設中のものもあります。これからこういう雨水の貯留機能を想定をするのであれば、こうした点も踏まえて計画を立てていっていただきたいというふうに思いますので、その点、よろしいでしょうか。

○井上政府参考人 はい、法案にその規定がありますので、成立いたしましたら、そのとおり進めたいと思います。

○岡本(充)委員 続いて、ダムの話に行きたいと

事前放流を行うダムは一体どこのダムにするのか、そしてどの程度事前放流をするのかというこ

とについて少し伺いたいと思いますが、そもそも、どのような方法で、どのダムからどの程度水を出すのか。例えば、事前放流をするときに、もしかじめ想定されている放水量というのを出すのでしょうけれども、ある川があつて、どこかに何えば狭い部分があつたり、若しくは、自然的な地理条件で、流せる水の量が限界があるかもそれません。全部のダムが同時に事前放流というわけにはいきません。

要するに、限界は今言つたような方法で決まることはよね。だけれども、その中の調整、按分は誰がどのようにして決めて、誰が異議申立てができるのかということです。

○井上政府参考人 複数のダムが配置されていこ水系においては、上流の各ダムからの放流量がかなりわざったときに河川利用等への影響が認められる場合は、河川管理者である国土交通省が、ダム管理者に対し、事前放流の放流量を調整するなど必要な措置を取るよう要請することとしておりま

○井上政府参考人 特定都市河川法の方の中に、は、明示的にはそういう条文が入っております。河川管理者等が必要に応じて参加を求めるところができます。これがござりますので、必要な場合は求めることいたしますが、このダムの事前放流の調整につきましては、河川法の方の調整の協議会の中で調整することを考えております。

○岡本(充)委員 そうしましたら、実際の協定をちょっと見たいと思うんですが、木曽川水系の治水協定というのを見たところ、皆様のお手元にも配つておると思いますけれども、要するに、現在の洪水調節容量と、そこから更に、洪水調節可能

○岡本(允)委員 それで、ゼロで一桁みたいなところは一体どういう事情があつて、要するに洪水調節容量、そもそも、先ほど言われたように、発電や農業だというダムであり、洪水調節可能な量もほんとないというようなダムもありますが、これはどういつた事情でこういうような数字になるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○井上政府参考人　ダムの事前放流につきましては、令和二年四月、昨年の四月に国土交通省が策定した事前放流ガイドラインに基づいて実施しております。

それに対し、異議の申立てはどのようにでききて、その異議の申立てはどのようにいわゆる実相捏ねられるか。もちろん、駄目だと言われることもあるかも知れませんが、どのように処理されるのか、お答えいただきたいと思います。

容量、併せてこれだけできるんだという話が載っています。実際のところ、洪水調節容量がゼロだということころもあれば、洪水調節可能容量が一括で、万立米ですからそれでもすごい量なんですねども、少ないところもあります。これだけ極端な数字の差になるのはどういうことによるのか、そしてまた、特に、ほとんど容量を提供していない、こういうダムもあるようです。が、この事情について少し教えてください。
○井上政府参考人 委員から配付されている資料の最後のページでございますけれども、その表がございます。
例えば、一番上の丸山ダムということについて
は二千万トンの洪水調節容量がございます。これ
は元々多目的ダムで、利水容量がある部分が残り
の最後のページでございますけれども、その表が

も、洪水調節可能容量、真ん中の欄のこの大きさが違っているのは、放流設備が大きい、小さいという、今の、現有の目的に応じてやつてある設備の能力によるものでございます。

元々、発電のダムについては、洪水調節用に大量の水を放流する必要はありませんので、発電に必要なものだけの大きさで造つておきました。それで、三日前から例えば気象予測に基づいて流そうとしても限界があつて、數字的に抑えられる、そういうような実情と承知しております。

○岡本(允)委員　　ということは、そのダムの能力の中でもこれが最大限ということであつて、逆に言つたら、協力をしてもらえないからこの小さな数字になつてゐるものではない、そういう理解でいいということですね。

○井上政府参考人　　そのとおりでございます。

そうなんですが、私は昨日聞いているんです。要するに、分かりやすく言えば、俺のところは余り出したくない、あなたのところで出してください、こういう話になつたときに、いやいや、うちも余り出したくないと。例えば、一〇といふ流下能力がある川があつて、全部出したら三〇になつてしまつというときに、それぞれ一〇ずつで水量のあるダムが十個あつたとして、俺のところは出さない、おたくで三〇全部出してくれ、そういう話になるといふようなことになりかねないんですけど、その調整は一体誰がどうやつてやるのか、ということを言つているんです。

○岡本(充)委員 ということは、六条における流域水害対策協議会の河川管理者等の中にダムの管理者が入る、こういう理解ですか。

○井上政府参考人 先生の御指摘の今の条文は特定都市河川法の方でございますけれども、ダムについての協議会は、河川法のところに新たに位置づけるダムの洪水調節機能の関係の協議会、この中で定めることとしております。

○岡本(充)委員 じゃ、今回の法律、先ほど言いました第六条第二項第一号の河川管理者等の等の中にはダムの事業者は入らない、こういう理解ですか。

九百八十七あつて、その利水容量の中から、気象予測を見て最大三日前から放流可能な量がこの九百八十七・六です。この量の大きさは、ダムにある利水容量の大きさの中で、気象予測に基づいて最大可能な量が定められています。下の方に洪水調節容量がゼロのところがありますけれども、これは元々治水機能がない、例えば発電のダムであるとか農業用水のダムとかでござりますので、ふだんは洪水調節をしておりませんが、その利水ダムに今回御協力いただき、気象予測に基づいて水位を下げる事ができたら、それを洪水調節可能容量として使わせていただける

○井上政府参考人 そのとおりでござります。
それで、さらに、国土交通省としましては、この放流設備を増強していくだけ上での各種支援制度も用意しているところでございます。
○岡本(允)委員 もう少し踏み込んでちょっと聞きたいたんですけども、今度、どういうときに事前放流をするのかということになります。
基準降雨量と書いています。先ほどの木曾川だと、破堤をする可能性があるのは四十八時間五百ミリを超えるような雨だというような話をしまして、たけれども、事前放流をするのは三百三十三ミリ、二百三十三ミリと、かなり少ない段階から事前放流を

という感じでありますので、この量がどうもます。そうすると、上で算定しております。

○井上政府参考人 特定都市河川法の方の中に
は、明示的にはそういう条文が入っておりませ
ん。河川管理者等が必要に応じて参加を求めるこ

いろいろなことでござりますので、この量がございま
す。そういうふうなことで算定しております。

○岡本(允)委員 それで、ゼロで一桁みたいなどと
ころは一体どういう事情があつて、要するに、辻

する、こういう予測です。

そもそもこれは、二十四時間という理解、四十時間ですか、この二百十、二百三十は。

○井上政府参考人 これは、実際に降った雨ではなくて、予測雨量から考へているものでございます。気象局の方から出されている短時間の降雨予測の中、この降雨量がこれに達した場合には事前放流を開始していただぐ……(岡本(充)委員)二十四時間ですか、四十八時間ですか」と呼ぶ)はい、これはこれから三日間、三日前からできるような形で放流をしていただくことになります。

ただ、この量が大きいか小さいかとか、ばらつきがあるのは、元々発電のダムであれば、余り早く雨量がこの予測に達していない時点で放流をすると、発電ができなくなるような問題があつた

り、水供給ができなくなつたりする問題があるので、これを機関間、その関係者の中で、協定の中で合意したわけござります。

○岡本(充)委員 私が聞いているのは、これは二十四時間の雨量を言つてゐるんですか、四十八時間の雨量を言つてゐるんですかと言つてゐるんです。

○井上政府参考人 これは、計画の中でそれそれで、正確を期すために、きちっと調べてから御定めている量で決めておるところでございます。

二十四時間とか四十八時間といふ……(岡本(充)委員)だから、これはどうちですかと呼ぶ)

○あかも委員長 岡本君に申し上げます。挙手にて、指名の後に発言願います。

今、ちょっとお待ちください。井上局長の方からます、引き続き。

○井上政府参考人 まず、これは、基準降水量といふのは、このような雨量に達するということが見込まれたもので、その雨量のことと基準降水量として決めているものでございます。

○岡本(充)委員 それは一時間でなるのか、二時間でなるのか、十時間でなるのか、一年でなるのかによつて、それは、なるのはどの程度かというような話。一体何時間なんですかと聞いてるん

です。

○井上政府参考人 これは流域ごとに決めておりますので、流域の中の河川の計画があります。先ほど先生から御紹介ありました木曽川の場合であれば、二十四時間でとか四十八時間でとか、それぞれ日光川とかで決めております。それの中で流域の関係者で河川の計画をやつておりますので、

十四時間ですか、四十八時間ですか」と呼ぶ)はい、これはこれから三日間、三日前からできるよ

うな形で放流をしていただくことになります。

○岡本(充)委員 通告しているんです。この表を

出して、この表の時間は何時間なんですかと聞い

ています。

○岡本(充)委員 通告しているんです。この表を

出して、この表の時間は何時間なんですかと聞い

も、この時間が何時間でどうなのかということに

よつて気象庁ができるできないという話になるんだ、だから調べます、個別それぞれ違うというのも聞いています、だからこの紙を出して聞いてい

るんです。これはちゃんと答えてもらわなきや困ります。

じゃ、ちょっとと気象庁に行きます。

ああ、いいですよ、もう、理事会で報告してく

ださい。

気象庁、済みません、時間が限られていますか

ら。

じゃ、今、七十二時間前に降雨の状況を確認す

るという話でしたけれども、今、この七十二時間前に降雨を確認する確率、要するに、二百三十ミ

リ、これから例えれば二十四時間、四十八時間で降るということを七十二時間前に予測する性能とい

うか。

気象庁の皆さんも頑張つてると昨日聞きまし

た。ちょっと委員の皆さんにも少しお話をさせて

いたぐと、天候が悪い中、船に乗つてゾンデを

上げに行つていると、私は、飛行機で行つて上か

ら落としているんだと思つていました。船に乗つて行つてあるんですつて。大変だと思います。天

候が悪くなりそだ、船に乗つて、日本の沖合で天候の調査をしている、それは大変です。もちろ

ん、気象衛星から情報を得たり、各國からの情報

を得たり、いろいろ努力をされているという話も

この紙で、これが書いてあって、これは一体何時間だか分かるかと。これから先、気象庁に話を聞く

め、三日半、八十四時間先までの雨量予測データを提供しております。例えば、昨年の台風第十号

の接近に際して、当厅から提供した予測データに基づいて、九州などの多くのダムで事前放流が実施されているところです。

この雨量予測の精度は一律ではありませんで、令和元年東日本台風では比較的精度よく予想ができていた一方、誤差が大きかつた事例もあつて、更なる精度向上を進める必要があると認識しているところです。

このため、気象庁では、最新の気象レーダーの導入や、気象衛星「ひまわり」による大気の監視の強化、スーパーコンピューターによる気象予測技術の開発などによって、精度向上に努めているところです。

今後とも、最新の科学技術の導入や関係機関との連携によりまして気象観測や予測を充実させて、ダムの事前放流の判断に雨量予測をより有効に御活用いただけるよう、更なる予測精度の向上を図つてまいります。

○岡本(充)委員 本当に、なかなか大変だと思ってますけれども、やはり必要なものを整備していく必要があります。そのためには国としても必要な対策だと思いませんのを図つてまいります。

今後とも、最新の科学技術の導入や関係機関との連携によりまして気象観測や予測を充実させて、ダムの事前放流の判断に雨量予測をより有効に御活用いただけるよう、更なる予測精度の向上を図つてまいります。

○岡本(充)委員 本当に、なかなか大変だと思ってますけれども、やはり必要なものを整備していく必要があります。そのためには国としても必要な対策だと思いませんのを図つてまいります。

<p>このことを受けまして、気象庁では、南海トラフ地震対策推進基本計画に基づきまして、南海トラフ巨大地震について、地震の発生を予測するのではなく、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に、巨大地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっているかどうかを調査して、その結果を南海トラフ地震臨時情報として発表することいたしております。</p> <p>今後につきまして、冒頭申し上げた報告書で、今後の防災・減災に向けて地震現象の理解を深めるために、シミュレーションによる地震現象の再現などの研究を進めることが重要とされてございまして、気象庁も大学等の研究機関とともにそのような研究を進めてまいりたい、このように考えております。</p>
<p>○岡本(充)委員 今南海トラフの話が出ましたけれども、南海トラフ、特措法ができて五十年ぐらいたつて、いるという話ですけれども、この中で、集団移転を進めるための対策を取るということもあるようですねけれども、実際、集団移転はどのくらい行われているんでしょうか。今の実績について、少し御答弁いただければと思います。</p>
<p>○神政府参考人 お答えを申し上げます。</p>
<p>防災集団移転促進事業につきましては、制度創設以来、全国で三万九千戸の移転が実現してございますが、委員御指摘の南海トラフ地震特別措置法に基づく南海トラフ地震津波避難対策特別強化</p>
<p>区域が含まれます。</p> <p>このうち土砂災害特別警戒区域については、都道府県による砂防堰堤等の整備や開発事業者による対策工事等により土砂災害の危険性が除去されたります。</p> <p>年度末までに、全国で約千四百区域において、土砂災害特別警戒区域の全部又は一部が解除されております。</p> <p>また、災害危険区域については、建築基準法で</p>
<p>津波、高潮、出水等による危険の著しい区域に対し、地方公共団体が条例により定めることとしており、指定及び解除についても、地方公共団体の</p>
<p>条例により実施されております。</p>
<p>○岡本(充)委員 これは、だから、これも参考人質疑で言わっていましたけれども、本当に災害が起きて初めてこうした集団移転が実現するという話になるというのは、なかなか長いこの取組の中でも本当に難しさが際立つ事業だと思います。だから、できないからせしからぬと言っているわけではないんです。本当に、日本人の心情というか、やはりふるさとを思う気持ちが強いがゆえに、なかなか、はあ、そうですかといって引つ越すということとは難しいといふことは難しいといふのはよく分かります。だから、けしからぬと言つてはいるわけじやないけれども、さりとて、やはり危険な地域がある。</p>
<p>それで、レッドゾーン、イエローゾーンといふのは、済みません、失礼いたしました。</p>
<p>○岡本(充)委員 ちょっとと話が混乱している。それは、済みません、きちんと説明してもらわなければ、いかいけないので、ちょっとと話がずれているの</p>
<p>で、申し訳ないけれども、レッドゾーンの解除の</p>
<p>エリアがあります。実際こうした指定をしてい</p>
<p>て、実際には開発制限がかかっている地域で、開発制限をかけようと思ったら、地方公共団体の長などから嫌だと言われた、地権者から嫌だと言われた、若しくは、逆に、レッドゾーンに指定していただけれども、土砂法で結構ですけれども、解除</p>
<p>した、解除したときには一体どういう事情で解除できるのか、こういったことについて少しお答えいただければと思います。</p>
<p>○井上政府参考人 災害レッドゾーンには、土砂災害</p>
<p>区域が含まれます。</p>
<p>このうち土砂災害特別警戒区域については、都道府県による砂防堰堤等の整備や開発事業者によ</p>
<p>る対策工事等により土砂災害の危険性が除去されたります。</p>
<p>た場合に解除されます。平成十六年度から令和元</p>
<p>年までに、全国で約千四百区域において、土</p>
<p>砂災害特別警戒区域の全部又は一部が解除されております。</p>
<p>また、災害危険区域については、建築基準法で</p>
<p>津波、高潮、出水等による危険の著しい区域に対し、地方公共団体が条例により定めることとしており、指定及び解除についても、地方公共団体の</p>
<p>条例により実施されております。</p>
<p>○岡本(充)委員 その指定をするときに、やはり土地の所有者の意見を聞いて、いろいろな調整を</p>
<p>するんです。なかなか難渋しているのはどのくらいあるのかと。つまり、先ほどの話で、移転はなかなかハードルが高い。ただ、開発はできないん</p>
<p>です。実際にそんなにないと聞いてはいるんですけど、どのくらいの数があるか、もし分からなければ後日でも結構です、もう一回ちゃんと調べて</p>
<p>て説明に来てください。</p>
<p>さつきの雨の話もそうですけれども、私は、役</p>

て、終わります。

○赤羽國務大臣 これまでそういう指定について、以前はリスクの評価ということは定まっていなくて、なかなか難しい過程もあったというふうに思いますが、振り返りますと、四、五年前でしたか、広島の安佐北・安佐南を襲った集中豪雨から、そうした国民の皆さん意識が随分変わっているものだというふうに思っています。いずれにいたしましても、こうした指定をしたり、また土砂災害の解除も、千四百か所で解除もしておりますので、そうしたことについては国民の皆様の安全安心に関わることでありますから、当然そのようなことはしっかりと総括をしながら、より改善に努めるというのが正しい姿だとうふうに思つております。

○岡本(充)委員 是非正しい運用をしていただき終わります。

○あかま委員長 次に、山本和嘉子君。

○山本(和)委員 立憲民主黨の山本和嘉子でございます。

今日は、流域治水関連法案の質疑ということです、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、顕在化する気候変動を踏まえた治水計画の見直しの必要性についてお尋ねしたいというふうに思います。

国運営委員会に関する政府間パネルによりますと、気候システムの温暖化は疑いの余地がないと、気象庁でも、平均気温が二度上昇すると降雨量が一・一倍ということが、そして、短時間豪雨の発生回数は今後二倍以上を予測するということでござります。

顕在化する気候変動に伴う降雨量や河川ピーク流量の増大を見通して、全ての河川において現在の治水計画を見直す必要があるのではないかなどいうふうに思いますが、大臣からその辺りをお願いいたします。

○赤羽國務大臣 一昨年の九月に、私、国土交通大臣に就任しましたが、その後から、当時の令

和元年の房総半島台風、また、その後の令和元年東日本台風と、大変未曾有の災害となつたわけだと思います。そうしたことを受けまして、私は社会資本整備審議会の方に諮問をして、これまでとは違う抜本的な、また総合的な対策を議論をしていただきたいということで報告も受けました。

その中で、一つは、治水対策については流域治水、これは上流から下流まで、また本川、支川、流域全体を俯瞰する形。これは言わずもがなであります、上流から下流まで全部が国管理という河川は極めて珍しいわけでありまして、河川管理者が同じ河川でありながら違う。その河川管理者がそれぞれ治水計画を担うのではなくて、その河川、水系全体に関わる国、県、また関係する市町村、またその地域住民、また地元の企業、こうしたところが一つの共有の認識を持つて体制をつくっているということで、まず、一級水系、百九の水系全てで流域治水プロジェクトというのを、先日ですけれども、三月三十日に、策定して公表したところでございます。これは、今までの治水対策とはまるで違います。これは、今までの治水対策とは抜本的に違うことをやつていくんだと。

その数値は、現状のところは、戦後最大の洪水等のことを想定して進めてまいりますが、しかし、今御指摘のように、他方で、これまでの降雨等のタイミングと重なって、相当な内水氾濫が起こるということで、まず、一級水系、百九の水系全てで流域治水プロジェクトというのを、先日ですけれども、三月三十日に、策定して公表したところでございます。これは、今までの治水対策とはまるで違います。これは、今までの治水対策とは抜本的に違うことをやつしていくんだと。

その数値は、現状のところは、戦後最大の洪水等のことを想定して進めてまいりますが、しかし、今御指摘のように、他方で、これまでの降雨等のタイミングと重なって、相当な内水氾濫が起こるということで、まず、一級水系、百九の水系全てで流域治水プロジェクトというのを、先日ですけれども、三月三十日に、策定して公表したところでございます。これは、今までの治水対策とはまるで違います。これは、今までの治水対策とは抜本的に違うことをやつしていくんだと。

○山本(和)委員 大臣、ありがとうございます。

これまで、過去の被害に基づいて計画を見直してきたという部分はありますけれども、これが

らは、やはり先々まで見通して改善していく必要があるというふうに思います。

私の地元の話を少しあせていただきます。京都府北部の一級河川の由良川についてです。

地元関係自治体、福知山、綾部、舞鶴、近年発生した複数の大規模出水を踏まえた由良川水系河川整備計画の見直しという要望も出されていました。

なぜ見直しが必要かということで、パネルを御用意しています。お手元にも資料をお配りしておりますけれども、これが由良川、福知山地点の年の最高位なんですが、平成二十五年、二〇一三年、台風十八号で、計画高水位七・七四メートルを超しているわけです。平成二十六年、二〇一四年の豪雨では、高水位は超しておりませんけれども、本川上昇のタイミングと福知山市街地の豪雨のタイミングと重なって、相当な内水氾濫が起こりました。

おおむね二十年から三十年で計画的に行う河川工事などを定めた河川整備計画や、その基礎にある長期的な河川の整備方針である河川整備基本方針で定めた、洪水防護に関する計画の基本となる洪水である基本高水のピーク流量や、そのうち河道で流す流量である計画高水流、その流量を安堵し、今御指摘のように、他方で、これまでの降雨量より一・一倍増えているという事例も出ていますし、そのことについて、様々な被害が、地域地域プロジェクトにおいて、安心、安全な暮らしの実現、心からの願いを進一步深めています。

○山本(和)委員 さつきからも申し上げておりますので、まずは、流域の自治体等と一緒にしっかりと取りまとめた由良川水系流域治水プロジェクトにおける治水対策を加速していくことと併せ、治水計画の見直しについての検討を進めてまいります。

おおむね二十年から三十年で計画的に行う河川工事などを定めた河川整備計画や、その基礎にある長期的な河川の整備方針である河川整備基本方針で定めた、洪水防護に関する計画の基本となる洪水である基本高水のピーク流量や、そのうち河道で流す流量である計画高水流、その流量を安堵し、今御指摘のように、他方で、これまでの降雨量より一・一倍増えているという事例も出ていますし、そのことについて、様々な被害が、地域地域プロジェクトにおいて、安心、安全な暮らしの実現、心からの願いを進一步深めています。

おおむね二十年から三十年で計画的に行う河川工事などを定めた河川整備計画や、その基礎にある長期的な河川の整備方針である河川整備基本方針で定めた、洪水防護に関する計画の基本となる洪水である基本高水のピーク流量や、そのうち河道で流す流量である計画高水流、その流量を安堵し、今御指摘のように、他方で、これまでの降雨量より一・一倍増えているという事例も出ていますし、そのことについて、様々な被害が、地域地域プロジェクトにおいて、安心、安全な暮らしの実現、心からの願いを進一步深めています。

次は、堤防についてお聞きをしていただきたいといふうに思います。

昨年八月の国交省河川堤防に関する技術検討会報告書によりますと、令和元年の台風十九号、そこで決壊した堤防は、長野県の千曲川で代表され

るよう、全国で実に百四十二か所もあつたといふことになります。堤防から水があふれるのは、越

は一大事でございますけれども、深刻なのは、越

水や浸透で堤防が洗掘、破壊、そして、そういう

ことによって大量の水があふれるというこ

とだというふうに思います。

由良川の話ですが、由良川の重要な水防衛所調査には、左岸、右岸で計百か所近くの堤防について、越水、堤体漏水、基礎地盤漏水、水衝・洗掘、ちょっとと土木用語で難しいんですけども、その

けれども、実績の洪水流量が現行の河川整備基本方針に定める基本高水のピーク流量を大幅に上回りましたら、新宮川、ここはちょうど十年前に紀伊半島豪雨が発生したところですけれども、そういうところの水系について優先して進めることとしており、由良川につきましては、現時点での変更の時期は決まっておりません。

こうした計画の見直しには、気候変動による河川ごとの影響の精査等に時間を要することとなるておりますので、まずは、流域の自治体等と一緒にしっかりと取りまとめた由良川水系流域治水プロジェクトにおける治水対策を加速していくことと併せ、治水計画の見直しについての検討を進めてまいります。

川ごとの影響の精査等に時間要することとなるますが、気候変動による降雨量の増加というものをしっかりと取りまとめた由良川水系流域治水プロジェクトにおける治水対策を加速していくことと併せ、治水計画の見直しについての検討を進めてまいります。

○井上政府参考人 委員御指摘の由良川につきましても、先ほど大臣からお話をありましたように、河川整備基本方針や河川整備計画を、過去の実績に基づくものから、気候変動の影響を考慮したものへと見直す必要があると考えております。

具体的には、降雨量を一・一倍した際の基本高水のピーク流量や流域の状況、整備に伴う社会的の影響等を踏まえた計画高水流量や計画高水位等について検討してまいります。

一方、変更の手続、スケジュールでございます

リスク評価が行われているということです。これは、流域治水の目指す、越水しても決壊しない、審議会で言われている、いわゆる粘り強い堤防と言えるのかどうかということです。

もう一枚パネルを御準備したんですが、これは国交省が出している浸水シミュレーショングラフですが、これは、福知山のある地点での堤防の破堤開始の時間から浸水の高さを示しています。破堤から約七時間で浸水深七・五二メートル、これはすごいと思います。

次に、短期、緊急的な堤防の安心、安全には、
洪水時の水位低下というのが基本であるというふうに
思います。その一つに、ダムの洪水調整機能を
強化というものがあるというふうに思います。
由良川では、昨年五月、流域七つのダムの関係者
の間で、事前放流のための協定が締結されてい
ます。新たに関西電力の和知ダムと由良川ダムが
加わりまして、洪水調整容量は、これまでの二千
二百七十万立方メートルに六百四十万立方メートル
が追加されて三割増しになつたということです。
これによく寺川河川監視委員会によると、

いいたします。
続きまして、堤防が進む一方で、頻発する内水氾濫、これについても対策強化、やはり必要性が高いということも含めて質問させていただきたい。というふうに思いますけれども、洪水が度々発生して堤防整備の進んだ河川では外水氾濫が軽減される、その一方で、堤防内側に水がたまる内水氾濫が今度は頻発化しているということやございま
す。
どのようなメカニズムで発生する現象なのか、
どの程度の氾濫がこのようないきませんか、答
えます。

八月豪雨で甚大な内水氾濫が起きました。床上が一
千五百八十六戸、床下が一千七百十二戸です。
このときは、先ほども資料でお配りしたグラフ
でもお示ししましたけれども、由良川は計画高水
位までは達しておりませんが、内水氾濫の大きさ
被害が出たということになりますけれども、今
政務官に言つていただきました計画連携、そういう
う意味では、福知山市が和久市ポンプ場、京都府
が調整池や排水機場、法川、弘法川の河川改修、
こういったところにござります。

こういった堤防の破壊によるシニレーシンなんですねども、今後も堤防の強化継続はしつかりすべきだというふうに思いますけれども、その辺りの見解をお願いしたいと思います。

○井上政府参考人 越水しても決壊しにくい粘り強い河川堤防につきましては、洪水時に水位が上昇しやすいにもかかわらず、その状況を直面解消することが困難で、決壊した場合に甚大な被害が発生するおそれがある区間を対象に、堤防上面を舗装し、堤防の住宅地側の斜面や斜面底部をコンクリートで被覆するなどの方法により強化することとしております。

由良川においては、御指摘のとおり、延べ百六か所の重要な水防箇所があり、このうち、洪水時に堤防から越水する危険性が高い箇所が三十一か所あります。これらの箇所については、河道掘削などの洪水時の河川水位を下げる対策や、今御指摘いただきました粘り強い河川堤防への強化を進

○井上政府参考人 事前放流は、治水を本来目的としていない利水ダムにおいて、一時に貯水位を下げて洪水をため込むことで河川の水位を下げることで、浸水被害の防止や軽減につながるものと考えております。

一方、流域内のダムの事前放流により下流の河川の水位をどれだけ下げられるかについては、洪水に備えて確保するダムの容量が事前の予測降雨によって異なるほか、実際の雨の降り方によつて異なることから一律ではございません。

実際に、由良川上流域で降雨量が多かつた平成二十五年台風十八号と、中流部の福知山市街地付近で降雨量が多かつた平成二十六年八月豪雨では、事前放流の効果も大きく異なるものと考えられます。

○小林大臣政務官 お答えいたします。

内水氾濫 これは、一時的に大量の降雨が生じた場合におきまして、市街地に降った雨を排水する下水道、そして集まつた水を本川まで流す支川、さらには、支川から本川に排水するポンプ施設、これらそれぞれの処理能力が不足している場合はや、本川等の水位が上昇した場合に支川や下水道から排水できなくなる場合に発生するものであります。

このような内水氾濫への対応としては、本川、支川の河川管理者と下水道管理者である地元自らが計画段階から連携して効果的な対策を実施することが重要であります。

こうした計画連携を効果的に進めるために、土木に相当する内水氾濫のための河川の基本方針、整備計画に相当する内水氾濫のための防御計画、そこについたものも必要なのではないかなと思いまが、是非お聞かせいただければと思います。

こういった結果、同規模の降雨による床上浸水はおむね解消というふうに聞いています。でも、今るる言つております気候変動の影響も受けたて、現在の施設能力はどこまでの豪雨や本川水位の上昇まで耐えられるのか、その辺りもしつかりお聞きしたいと思います。

○**井上政府参考人** 由良川流域において、平成二十六年八月豪雨によつて福知山市街で大規模な浸水被害が発生したことから、国、京都府、福知山市が連携して、国が三基、府が一基、市が一基の排水機場を増強するとともに、府が弘法川、法川の河川改修と調節池の整備を行い、市がため池の改良を行う等の総合的な治水対策の取組を始め、令和二年五月におむね完了しました。

これによつて、この被害をもたらしました平成

その他、御指摘のありました堤防のない箇所、漏水の危険性が高い箇所、川底が極端に掘れるなどの危険性が高い箇所については、それぞれの危険性に応じた対策を計画的に進めるなど、重要水防箇所の対策を推進して、今後とも継続して実施してまいりたいと考えております。

○山本(和)委員 ありがとうございます。粘り強い堤防はかなり重要であるというふうに思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。

このため、事前放流により河川の水位を下げる効果に関して、今後、事前放流の具体的な実例の積み上げに基づいて検討を行い、水系全体で確実かつ効果的なダム運用ができるようにしてまいりたいと考えております。

川、支川における河川整備計画に加え、下水道についても、本法案により、事業計画に計画降雨等のものを位置づけて、これに基づく整備を推進することとしたしました。

その際は、地区ごとの浸水リスクを評価し、市機能の集積状況等に応じてめり張りのある整備目標をきめ細やかに設定して、想定される被害の大きいところから計画的に下水道整備を推進してまいります。

以上です。

二十六年八月豪雨と同規模の洪水が発生したとしても、由良川本川の水位は計画高水位より約一メートル低いことから、五基の排水機場は継続して毎秒七十立方メートルを排水することができると考えられます。

その結果、床上浸水被害が想定される約千六百戸のうち、約九五%の床上浸水を解消できるとなります。

○山本(和)委員 ただ、今申し上げましたハードの整備後でも、事前のシミュレーションでは、床上浸水が六十一戸残るという数字も実は出ており

リスク評価が行われているということです。これ

次に、短期、緊急的な堤防の安心、安全には、

いいいたします。

八月豪雨で甚大な内水氾濫が起きました。床上が

ます。ゼロではないわけですね。

また、福知山市には部分的なくぼ地があります。くぼ地に対しても、どう対応するのかということですね。

今後の気候変動を考えると、いろいろなハード整備で解消したとはいえ、内水氾濫のための更なる対策強化というのは必要になつてくるというふうに思います。近年の雨の降り方を見ていると、これで本当に対応し切れるのかどうかということです。

○井上政府参考人 委員御指摘のとおり、総合的な治水対策全事業が完了した現時点においても、床上浸水が六十一戸残ることになります。そのため、福知山市により、家屋等の浸水被害を防ぐ止水対策や重点的な避難誘導策の立案など、住民意見を把握しながら進めると聞いております。

また、今後の気候変動による更なる降雨量の増大を踏まえると、平成二十六年八月豪雨時よりも大きな内水被害が今後発生することも考えられることから、河川管理者が主体となつて行う河川対策の更なる強化や、新たに農業用ため池による雨水貯留機能の確保に向けた検討を進め、国、府、市、地元企業や住民など、あらゆる関係者が協働で取り組む流域治水を推進してまいります。

○山本和委員 ありがとうございます。

限りなくゼロに近づけていただきたいというふうに思いますけれども、やはり、誰も取り残されない、置き去りにしない対策ということで、是非お願いしたいというふうに思います。

次に、流域治水における雨水の流出抑制手段として、雨を一時的に地下にためる貯留施設や家庭用の雨水タンク、そして浸透升というのが例としてよく挙げられるというふうに思いますけれども、どのくらいの数を設置すれば、洪水時の河川においてどの程度の水位低下の効果が生じるのか、データなんかがあれば、ちょっと分かりやすく説明していただければというふうに思います。

○井上政府参考人 流域治水において、雨水を一時的に貯留し、河川への流出を抑制する雨水貯留設を整備しております。令和元年東日本台風の際には、これらの施設で約二百七十九万立方メートルを貯留したことに加え、河川対策で整備した遊水地で洪水をためた結果、下流の河川の水位を約七十センチメートル低下させ、氾濫のおそれのある危険な水位に至らずに済みました。

また、雨水貯留浸透施設は、河川水位の低減効果以外に、市街地の浸水被害の軽減にも効果があることから、福知山市を始め多くの自治体が雨水タンクや浸透升の設置にも取り組んでいるところです。

雨水貯留施設は、一基当たりの効果は必ずしも大きくなはりませんが、あらゆる関係者が協働して取組を数多く積み重ねていくことにより、気候変動により増大する降雨に対してでも浸水被害の軽減に効果を發揮するものと考えております。

○山本和委員 次に、田んぼダムについてお聞きしておきたいというふうに思います。

田んぼダムと言われても、ちょっと、余り私も、自治体等の整備を支援してまいります。

○山本和委員 次に、田んぼダムについてお聞きしておきたいというふうに思います。

○安部政府参考人 田んぼダムは、水田が貯留できる水深の範囲内で水田の水位をコントロールして、水田に降った雨の流出を抑制するものであります。田んぼダムの取組が原因で被害が生じるというものではありません。

それでもなお、大雨により農地が被災した場合には、災害復旧事業による支援が可能であるほか、収入保険や農業共済に加入している農業者であれば、水害等による収入、収量の減少について損失補填の対象となります。

また、田んぼダムの取組につきましては、多面的機能支払交付金によって支援をしてきたところですけれども、今年度から、同交付金に十アール当たり四百円の加算措置を新設をしたところでございます。

○山本(和)委員 今回のこの法案は、今、田んぼダムのこともお聞きしましたけれども、あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な流域治水への転換というふうにも審議会が言っています。その中で、温暖化の中、最終的には計画高水流量をいかに下げていくかが鍵かなというふうには思っています。その中で有効なものは、今の田んぼダムも含めて、省庁横断でやっていっていただきたいというふうに思います。

水防法や土砂災害防止法では、災害のおそれの影響が発生してしまった場合、補償や保険など制度整備が必要なんじやないかなというふうに思います。支援拡充もしっかりと行うべきだというふうに思いますけれども、その辺り、教えていただければと思います。

○井上政府参考人 市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設については、水防法及び土砂災害防止法によって、施設管理者に避難確保計画の作成と訓練の実施を義務化しております。避難確保計画の現在の作成率は、先ほど委員か

ら御指摘がございましたように、水防法の関係ですと六二%，土砂災害防止法関係ですと六六%になつております。更なる進捗が必要と認識しているところです。

また、委員御指摘のとおり、避難確保計画の作成率は市町村ごとにばらつきがあり、施設への働きかけが積極的に行われている市町村は作成が進んでいる傾向があります。

このため、作成率が低い市町村において避難確保計画の作成が進むよう、相談窓口の設置や戸別訪問の実施など、取組が進んでいる市町村の工夫事例を紹介し、施設管理者に作成の働きかけを促すことで、全ての対象施設で令和三年度末までに避難確保計画が作成されるように取組を進めてまいります。

また、千寿園におきましては、避難確保計画を作成していくにもかかわらず被害が発生したことから、社会福祉施設等において、避難確保計画等に対し、必要な改善を求めていくことといたしました。そのための支援として、本法案案で、市町村から施設への助言、勧告の仕組みを創設し、訓練等を通じて避難先の適切な選定や避難支援要員の確保など、避難の実効性を確保させることとしております。

これらの取組を通じ、国土交通省としては、厚生労働省等と連携して、要配慮者利用施設の避難確保の取組を進めてまいります。

○山本(和)委員 ありがとうございます。

厚労省とも是非連携をしていただきたいと思いますけれども、審議会の資料の中で、近年の高齢化、進んでいる中で、やはりそういう施設の中にいらっしゃる方々、年々増えているというふうにも思っていますので、そういう高齢の方々をしっかりと守るという意味では、さつきも申しましたが、国交省などが主導していただきたい、そして、そういう避難計画の徹底を、うちは大丈夫だらうというようなところもあると思うんですね。そういうものも、訪問もされているということで、しっかりとそういうのもケアをしていくつであります。

BSの番組で、昨年なんですが、「千曲川決壊のとき住民は」という番組がございました。そのとき住民は、命を守る行動をと言われています。

このため、作成率が低い市町村において避難確保計画の作成が進むよう、相談窓口の設置や戸別訪問の実施など、取組が進んでいる市町村の工夫事例を紹介し、施設管理者に作成の働きかけを促すことで、全ての対象施設で令和三年度末までに避難確保計画が作成されるように取組を進めてまいります。

今後、さつきも岡本委員の質問でもございましたけれども、もう一度出しますが、これは浸水ナビで、堤防決壊から時間ごとの浸水想定を見ていて、わけですけれども、これ、実は私の自宅の地点なんですね。これが、部屋が、私、二階に住んでいますね。これで、二階に水が来るまでは破堤後僅か二時間、天井到達まで更に一時間、三時間後には最大七・五二メートルまで浸水するということがで、堤防決壊から時間ごとの浸水想定を見ていて、わけですけれども、ななかちよつと分かりづらい部分があるといいます。

これは割と、やつてみるとべきだというふうに思っています。住所を入れたらすぐ地点が出来ますし、私も国交省さんに教えていただきたい、こういうパンフレットもいたいたんすけれども、国土地理院が作った、これはすごくよくできたシミュレーション検索なんですね。スマートフォンでもできますし、住所を入れていただいて、自分の地点がどれだけ浸水するのかというリスクをしっかりと見ていただけるところになっています。浸水の途中経過の分かるグラフとか動画も示されていますが、どのくらいの降雨だと、どこがどう氾濫するか分かる、多段階リスク明示型ハザードマップですね。

大臣、御覧になつたかどうかですが、N H K のBSの番組で、昨年なんですが、「千曲川決壊のとき住民は」という番組がございました。そこでは、避難について、命を守る行動をと言われても緊迫感が持てない、堤防決壊など想像できませんが、それも、それが建物の特性もインプレッションにならないというふうに思います。分かりやすいハザードマップ、そういつたものを、このB Sの番組で、昨年なんですが、「千曲川決壊のとき住民は」という番組がございました。そこでは、避難について、命を守る行動をと言われても緊迫感が持てない、堤防決壊など想像できませんが、それも、それが建物の特性もインプレッションにならないというふうに思います。分かりやすいハザードマップ、今のこのテレビ番組も通して、大臣のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○赤羽国務大臣 この今回の提出法案案で、流域治水に関するハードの面ということをいろいろ議論をいたいでいますが、先ほどもちょっと申し上げましたが、自然と対峙する場合に、ハードでの対応策というのはやはり限界があるというふうに私は思っております。そこをやはり補うのはソフトの対策であって、地域の防災力の向上ですとか、国民の皆様の一人一人の防災意識の向上というものは、これは本当に必要不可欠だというふうに思っております。

そういう意味で、全国の地方自治体がハザードマップを整備しているというのは非常に大事ですけれども、現実には非常に分かりづらいですし、洪水ハザードマップと土砂災害とか日々掛け合わせると、なかなかびんごないという御指摘もいただいているところでありますし、私もそう思つております。

ですから、今、堤防の決壊した場合に浸水がどう広がっていくかという様子、これを動画で国管理の河川については公開をしておりまして、これは県の管理河川にも対象河川を広げていくという試みが一つ。

また、先日、先日というか、都市局で、3 Dで視覚的に分かりやすいP L A T E A Uというのを見ただいたので、たっぷり、今日は井上局長と立ち上げまして、今全国で五十六の地方自治体で採用していただいているが、そこをクリックすると、自分のところがどのように、様々なことに使えてるんですが、一つは、浸水想定としてはどういうふうになるのかという、画像としてよく分かれる。それをもう少し、多分、もう既にできるかもされませんが、それぞれの建物の特性もインプレッションにならないとか、遊水地があるとか、そうしたことまで広げられる。私は画期的な取組だというふうに思つております。

こうしたことをやはり活用して、役所も今頃張つて、御紹介いただいてお褒めもいたいたんですが、多分、いつも難しいことを書くので、それを読み下せる人というのは、国民にとって、なかなか難しいのではないか。大体、そもそも字が見えないと、私たちもそういう世代になりまして、その辺のギャップというのをもう非常に難しいので、やはり画像に訴える。そのことを、やはりこの地域が危険度はあるんだというふうに思つております。

○山本(和)委員 ありがとうございます。

逃げるやる気スイッチオンになるようなことが、やはり必要性がすごく高いというふうに思いますが、今回の流域治水の考え方は、流域関係全てが協働して当たつていくことです。粘り強い堤防、田んぼダム、事前放流とか、今申し上げました分かりにくいハザードマップではなくて、逃げるやる気がスイッチオンになる必要性、地域で違いはありますけれども、しっかりと地域の声を私も届けてまいりたいというふうに思つております。

これまでのところを終わります。ありがとうございます。

○あかま委員長 次に、荒井聰君。

○荒井委員 今日は楽しみにしていました。一時間いたいたので、たっぷり、今日は井上局長とプロの水の専門家として少し議論をしたいなと思っていましたので、書いたものをしゃべらないで、議論しましよう。

冒頭、大臣、北海道JRの新人の入社式にメッセージを送っていたいだいたとすることで、関係者はとても喜んでいます。

どの組織も、新しい人が入つてこない、あるいは、能力のある人たちが去つていくというのは、それはもう衰退の組織です。そういうことにしちゃいけないんですね。だから、その組織の中核の人には何とか頑張つてもららう。私は、東京電力のあの事故のときに、どんどんいなくなるのを、会社の社長も組合も含めて、何とか止めるということを一生懸命言つていました。同じようなことが今北海道JRで起きていて、これは何とか止めなきやならないと思っていました。

JR対策、そして、入社員の新人に対して大臣から温かいメッセージ、これで頑張れるぞ、そういう思いがしているということを言つておりますので、このことは伝えていきたいと思います。今度の流域治水は、恐らく五十年に一回あるかないかの大きなかつたといふことは、私はとても残念に思います。流域治水のための協議会のような形でしか言及していないんですけど、本来だったらこの法案の河川法の目的のところに入つてもおかしくない、環境問題を河川法に加えたあのときよりも、私は、この流域治水という課題は大きなものだと思います。それはそういう形で整理をしたんでしょうから、仕方がございません。

まず、井上局長と議論する前に、気象庁長官、新たにおめでとうございます。

流域治水にしても何にしても、気象庁の観測といふのが一番難敵をどう解決するのかということに関して、気象庁も全力を尽くすという意図表示がありましたし、そしてまた、非常に大きなことは、海上保安庁の船を活用できるよう大臣が取り計らつた。私は、これは本当は海上

保安庁法の業務の中に入れてもいいぐらいな、それがどうないことではなかつたかと思いますけれども、今度の人員あるいは予算などで線状降水帯の観測というののはかなりの部分いけるのかどうか、その見通しについて気象庁長官のお話を伺いたいと思います。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

線状降水帯の予測精度を向上させるためには、線状降水帯の発生と関連の深い水蒸気の正確な把握が重要な要素の一つでございます。水蒸気の正確な把握のため、令和二年度第三次補正予算により、洋上観測の強化やアメダスへの温度計の導入などの取組を進めているところでございます。このうち、洋上観測の強化につきましては、これまでの研究で、気象庁の観測船におけるGNS-Sを使った水蒸気観測で一定の精度向上が示されているところでございます。このため、気象庁の構築することといたしました。実際の観測に当たりましては、海洋気象観測船の機動性、これを活用して、効果的に運用をしてまいりたいと考えております。

また、これに加えまして、大学、研究機関とも連携をして予測技術の高度化を図つていくとともに、今回の水蒸気観測の効果を詳細に分析いたしまして、更なる精度向上のために、最新の技術を活用した観測の強化などについても引き続き検討をしてまいりたいと考えております。

○荒井委員

私の見るところでは、まだまだ精度としては不十分ではないかと思うんですね。これは、衛星でありますとか、あるいは民間と協力をし合つて、精度を高めるためのいろいろな技術開発というものはするべきだと思いますね。それから安庁に対する国会の中を始めとする応援団というのは、非常に応援していただいているわけですが、それでも、なかなか気象庁というのは光が当たつてない部分があつたんですね、これがだけ災害が続きますと、気象予測というのが非常に重要なといふふうに思つております。

今、実は、TEC-FORCEですか海上保安庁のOBということもあって、特段にお願いして、先日、気象庁に関する議員連盟を発足してい

くと、二兆円から三兆円くらい出でていると思います。それを防ぐためには、国を挙げて、全ての部局が協力をし合うという体制を取ることが必要だと思います。

そのため、今の制度なり、あるいは気象庁予算なりでは私は不十分だと思うんですけれども、大臣の御見解はいかがでしようか。

○赤羽国務大臣 実は、昨年の七月の九州の集中豪雨、これは線状降水帯が約二週間ぐらい停留しまして、毎日、国交省の対策本部を開いておりま

した。この対策本部の冒頭、気象庁長官が、前日からの変化ということで報告があるんですけども、毎日全然違うことを、昨日と違うことを言

う、どうなつてゐるんだみたいな雰囲気がすごくあつて、長官、長官というのは前長官ですけれども、前長官とは少し話しで話して、これは何が足りないんだと。もちろん、線状降水帯 자체が非常に予測しにくいということは素人の私なりにも分かっていますが、それは予算で解決できるのか、何が足りないんだという話だった、そんなやり取りもしました。

気象庁は非常に慎み深い、真面目な人たちの集団なので、この予算を云々ということを、今日の先生の答弁も非常に抑制的な答弁を書いているんですけども、だからどこまで足りないのか、

ちょっとと分かりかねる部分もありますが、今回初めて海上からの活用ということで、海上保安庁との合同でより正確なことができるですか、少しは予算もしっかりと応援しようとか。

今、実は、TEC-FORCEですか海上保安

安庁に対する国会の中を始めとする応援団といふのは、非常に応援していただいているわけですが、それでも、なかなか気象庁というのは光が当たつてない部分があつたんですね、これがだけ災害が続

りますと、気象予測というのが非常に重要なといふふうに思つております。

今度、国土地理院が中心になつて、従来の、災害が起きたところの碑を地図に載せるというよう

な動きもしたようでありますし、あるいは、国土地理院が、旧河川局の応援団あるいは補填する

よろよろ形で、ハザードマップの上手な使い方といふふうな、そういう動きもしつつあるようであります。

そういう意味で、国土地理院の役割というの

は、もつといろいろなことをやつてもうつたら

いと思うんですよ。全国の地図、マップをどういふうに水害と結びつけていくのか。弱者に対しでは、逃げ道をどう確保するのかというのが一番大事ですから、そういうことというのは、河川を管理している人たちは平場のところまでなかなか目が及ばないですから、それは地方自治体であり、あるいは全地域のマップを持つておられる国土地理院がもっと前面に出てきて、私は、分かりやすいハザードマップ、あるいは分かりやすい避難路の、動画で示すと先ほど大臣がおっしゃいましたけれども、そういうことがあっていいんじゃないかと思います。

○国土地理院の総裁、来てますか。どうですか、そういう点に関して、今の活動なりを踏まえて。

○野田政府参考人 お答え申し上げます。

まず、自然災害伝承碑、少し触れていただきましたけれども、過去に発生した様々な災害の様相や被害の状況などを先人の人たちが後世に伝えるために作られた石碑等でございまして、この災害教訓を幅広く伝えるために、国土地理院では、令和元年でございますが、自然災害伝承碑の地図記号を制定しております。地図、地形図等に掲載しております。

それから、ハザードマップの方でございますけれども、基になるものは各市町村が災害の種別ごとに作成しているわけでございますけれども、国土地理院においては、これを集約し、ウェブ上で一元的に閲覧できるよう、そういう環境を提供しているところでございます。

○国土地理院の総裁、来てますか。どうですか、そういう点に関して、今の活動なりを踏まえて。

○野田政府参考人 お答え申し上げます。

まず、自然災害伝承碑、少し触れていただきましたけれども、過去に発生した様々な災害の様相や被害の状況などを先人の人たちが後世に伝えるために作られた石碑等でございまして、この災害教訓を幅広く伝えるために、国土地理院では、令和元年でございますが、自然災害伝承碑の地図記号を制定しております。地図、地形図等に掲載しております。

それから、ハザードマップの方でございますけれども、基になるものは各市町村が災害の種別ごとに作成しているわけでございますけれども、国土地理院においては、これを集約し、ウェブ上で一元的に閲覧できるよう、そういう環境を提供しているところでございます。

あつたのと、そしてそれ以上に大きかつたのは、利水側との調整の仕方、あるいは利水側の協力の仕方、そこが欠けていたのではないかというふうに思つんですよ。

今度、流域治水のこの法案の設定に当たつて、井上局長が、農水省の旧構造改善局、農村振興局长のところに挨拶に行つたという話を間接的に聞きました。ああ、本気なんだな、これは本気でやるつもりなんだなというふうにも思いましたけれども、この辺り、基本的な考え方、井上局長、どう考えてこゝを乗り越えていくことにしたんだとか。

○井上政府参考人 荒井先生、御質問ありがとうございます。

流域治水の捉え方、いろいろな側面があります。場としての流域、いろいろな物の考え方、あるいは主体として誰が関わるのか、などなど、先生の方からもそういう御指摘がありました。場でいえば、河川だけでやつていた対策というのを、面的に広げていくという、分かりやすいことです。主体であれば、今先生御指摘いただいたように、河川管理者が中心となつてやつてきたといふことだけじゃなくて、いろいろな関係者が関わっていく。今回の法案もそういうふうなことを意識してやつていると思います。

ほかにも、いろいろな幾つかの観点があります。例えば、インフラの整備をするということで確実に安全にするということもあります。これがまた、それに加えて避難に生かしていく。インフラと避難というのも実は一体不可分のところがあつて、整備をすれば避難をする時間を稼げるとか、そういうふうなことがありますので、より多くの命を救うことができる。そういう防災の情報の伝達とか避難とか、福祉の方々にどうやって御協力いただか、そういうのも密接不可分です。それから、もう一つ忘れちやいけないのは、今日は都市局長も来てますけれども、まちづくり

と一緒にやつしていくことがあると思うまいります。まちづくりと治水、インフラとの関係というのも、非常にお互いに相互作用があるということ

は、余りこれまでしつかり対応してこれていなかつた。ここをやはり今回の法改正も含めてさせていただいていく。

ほかにもいろいろな切り口があります。とにかく、今回の流域治水を進めるに当たつては、いろいろな切り口で、これまでばらばらになつていてもので一緒にやつしていくものがないかというこ

とを探つてきております。

その一つが、先ほど先生御指摘いただいた農水省さんとの関係であります。農業用水のダムを使わせていただくことは、こちらとして治水に使わせていただくことは、やはり御協力いただきなければならぬのでお願いに参りました。しかし、先方の方からも、治水の関係で協力を

し、より積極的に田んぼのダムを活用していただ

くなど、取り組んでいただいているところがあり

ます。

林業の林野庁も同じように取り組んでいただいています。厚生労働省もそうです。それから、発電の関係では経済産業省が今協力していただいていると、さういふふうなことを意識してやつっていると思います。

ほかにも、いろいろな面で、できるだけあるダム

を発電にも活用できるように、治水にも協力してもらおうんですけれども、冬場はどうちらかというと、河川はそんなに雨が降らないので発電の方で使え

るか、これまでなかつたいろいろな協力をやつていく。

できれば、流域治水というのはそういうものも含めて非常に大きな概念で、いろいろな関係者に、そういうふうなことがありますので、より多くの命を救うことができる。そういう防災の情報の伝達とか避難とか、福祉の方々にどうやって御協力いただか、そういうのも密接不可分です。それから、もう一つ忘れちやいけないのは、今日は都市局長も来てますけれども、まちづくりに考えております。

○荒井委員 井上さん、ありがとうございます。

国会議員の中で、水利協議をやつた議員という

のはいないと思うんです。私は、三十年ぐらい前に、国会議員になる直前に、関東農政局で水利権協議をやりました。その協議は極めて激烈でした、どうしてここまでぎりぎりやるのかなと思うくらい感じでした。まあ、許可する方はそうでしょうから、その許可権を取る側の方で、農政側で私はそれを受け持つたわけですので。

その後、見てみると、私は、水利権協議が大きくなわだかまりになつていると思つんですけど、河川法の改正をするときは、農水省から電話帳ぐらいの質問書を河川局にぶつけるんですよ。それから、農水省の土地改良法の改正のときには、逆に今度は、河川局にぶつけるんですよ。それで私は、小水力発電の制度をつくつたんですねけれども、課長補佐時代につくつたんですけれども、利水権を活用するということになつたら、不可能に近いぐらい難しかつたですよね。

そういうことがあるんだけれども、今は相当改善したというふうに思うんですけれども。

私は、小水力発電の制度をつくつたんですけれども、課長補佐時代につくつたんですけれども、利水権を活用するということになつたら、不可能に近いぐらい難しかつたですね。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

○安部政府参考人 お答え申し上げます。

○荒井委員 このページは、河川の技術者たち

が作つた「河川」という雑誌からの抜粋なんですが、津田永忠の話を特集しているんです。済みません、ないんです。本当に入れておけばよろうかというふうに思います。

安部君、いる、農水省の、今、水利権協議、何本やつているんだい。

○安部政府参考人 お答え申し上げます。

農林水産大臣が持つております水利権でございますけれども、全国で二百九十六件あります。

それで、先生から協議の関係がございました。

これは、毎年大体三十件ぐらいが更新時期を迎え

るわけでござりますけれども、約二割が、當農の変化によりまして、先生御存じでしようけれども、も、作期の前倒しだとか後ろ倒しだとか、そういう変更を伴う協議本数が約二割でございます。そ

の後は、許可期限が来るのですから、それを更新するためのものが八割という状況になつてござります。

○荒井委員 本当は、地元の方からは、もっと水利権協議は柔らかくしてくれ、水の使い方というの

のはその地域地域でいろいろな変化があるわけだから、柔らかくしてくれという要望があるのが普通ですよ。

こともあつて、大被害を被つた。

いろいろな水利施設なりあるいは治水施設といふのは、歴史的な経緯というか、歴史的なものを持つていて、それを発掘するだけで、様々な、ダムだけではなくて、ダムもあつてもいいんですけれども、ダムだけではなくて、新しい試みの治水技術というのを発掘できるんじゃないかと思うんですね。

この一の荒手とか二の荒手とかと三段階に分けて、減勢工的に造つてあるんですね。多分、今の河川工学ではこんなことやらないと思うんですけども、考えもつかないと思うんですけれども、それをやつたのがこの津田永忠という人です。

こういうことというのは、ちゃんと河川ごとに、流域ごとにカルテを作つておいて、森林の具合はどうなのか、あるいは土壤はどうなのか、この間、橋本参考人が来て真砂土の話ををしていましたけれども、それぞれの土壤はどうなのか、雨の降り方はどうなつてているのか、どこが河川決壊したのか、越流したのか、その情報をずっと蓄積していくことが必要だと思うんですけれども、局長、どうですか。

○井上政府参考人 委員御指摘の、川にまつわるいろいろな情報をきちっと記録し、それを残し、活用していくということ、これは非常に重要なことだということは分かつておりますが、なかなかうまく構築できていないというのが現状だというふうに思つております。

工学的な話につきましても、今の先生のお話にありました百間川の一の荒手、二の荒手、あれは非常に構造物としてもユニークです。今ですと、堰というものは、川に直交するように、対するような形で造るという構造物。これは、川幅をまたぐ延長が小さいので一番経済的だといふんですが、水を受け流すときには必ずしもよくない。そういうふうな知恵があの頃にもう存在していた。ところが、逆に、それをうまく現在には活用できない。そういうことを改めてまた研究して、伝統的な技術をもう一回よく見直し

てやろうという取組も、ここ数年、数十年、ちよつと始まつたところです。

そういうようなことも含めて、しっかりと研究者の方々とも、昔の技術も評価してこれからも生かしていく、そういうようなことをやっていきたいと思いますし、カルテのような形で、現在の情報も今日の日頃の管理の中でしっかりと残してやつていきたい。

デジタル化、DXというようなこともあります。いろいろな面で、活用、IOTもできますので、インフラのデジタル環境もできます。いろなそういう面では、データを使えるということについては環境が整つてきておりますので、しっかり頑張つていきたいと思います。

○荒井委員 河川ごとのカルテのようなもの、どこで破壊したかとか、どこが土砂崩れが起きたかというのは、それは国家機密でも何でもありますから、私は、公開のデータにして近くの住民や市町村がそこに書き込んでいく、そういうようことでデータを蓄積していくということが効果的なのではないかなど。

この人は、岡山の、どういう方なのかよく分からぬんから、私は、公開のデータにして近くの住民や市町村がそこに書き込んでいく、そういうようないいんですけれども、その方が、治水というのを政治である。治水は文化である、自然との共生であるということを述べています。

私は、まさしくそのとおりだと思いますね。治水は、総合的な上下流の調整であつたり、地域の調整であつたり、業務の、農業との調整であつたり、全てのものを含んでいるんですよね。だから、政治そのものなんですよ。

私は、この間、山田参考人が、水の専門家が議員の中にはいないということをおつしやつてしましましたけれども、そうじやなくて、治水の専門家がないのであって、水利の、利用する方の専門家は、私もそうですし、自民党では平野達男君もそ

やつた方に政治家が出ないのかということは、一度、河川局長、ちゃんと考えたらしいですよ。私は、まさしく政治そのものなのに、政治家を育てられないというふうに思っています。特に地方自治体なんかは、治水とそれから感染症の専門家、絶対必要ですよ。政治家としてというふうに思います。

だんだん時間がなくなってきたんですけども、今度の流域治水の中では、治山事業とか、あるいは山を治める植林や森林整備について余り書かれていませんけれども、これはどうしてだろうか。山を治めることが私は治水の一番の原点だと思うんですけども、いかがですか、井上さん。

○井上政府参考人 委員御指摘のとおり、山、森林をきちんと管理するということは治水と密接不可分だというふうに私も考えております。

最近、雨の降り方、それから森林の管理の状況、いろいろなことが相まって、大洪水のたびに土砂あるいは流木が川の中に流れ出て、橋を流し、又はたまつて、更に大きな洪水を引き起こす当たつては、しっかりと農林水産省さんと私たちと連携しないといけないということで、いろいろな取組を始めております。

それぞれの目的、森林管理の方からのアプローチもありますし、治水の方からのアプローチもありますが、かなり、一緒に連携することがいいところがあります。同じ沢の中で、上流では森林を管理し、それでも万が一のときに土砂と流木が流れてくるというときには、人家に影響を与えないよう砂防の方で対応する、そういうようなのが、幾つか事例ができてまいりました。こういうような取組は、残念ながら、最近起つた災害の被災地から始まつてているということです。

ただ、これを今後は、取組は被災地だけではなくて、これから起つかも知れないところに事前防災としてやつていくことが重要ですので、この流域治水の考え方の中でも、本省庁間でもこの連携の会議を持つておりますし、そうではなくて、今回新たに、百九の水系の中でつくつてある、林野庁、流域ごとの協議会の中にも、林野局、あるいは、林野庁の出先の森林管理局だけじゃなくて、県の林務部の方にも入つていただくというような形で、ふだんから密接にできるような環境をつくつて、対策を進めていきたいというふうに考えております。

○荒井委員 今日、林野庁、来ているかい。

林野庁、流域治水の中で、治水部局から、この辺りが水が出てきた、危ないといったら、その辺りの整備を、補助金もそこに少し集中的につけるとか、あるいは、間伐材の、間伐した、切った林を、全部下まで下ろせなかつたら等高線に沿つて置くとか、上から土砂が流れないと、そういうようなことは林野庁でできると思うだけれども、どうだい。

○小坂政府参考人 お答え申し上げます。

流域全体の治水対策、流域治水対策を進めてい

く上で、先生御指摘のとおり、森林の有する水源涵養機能であるとか土砂の流出抑制機能をきっかけに発揮させていく、これは非常に重要なことです。

先ほど御答弁にあつたように、今回の流域治水を進めるに当たつて、水系ごとに設置される流域治水協議会、これに我が方が参加する、森林管理局の職員であるとか、都道府県の林務担当が参画するということをもう進めております。

それで、具体的に、例えばこの水系の上の方が非常に危ないとか、地域地域、いろいろなことがあらうかと思います。そういうことを踏まえて、あるとか、さらには、保水機能を維持するための森林整備を重点的に実施していくこととか、そういうことを具体的に、連携して話し合いながら、下流の治水対策と連携して進めていくということにしております。

そういった観点で、今後とも、より一層治水と

の連携を進め、安全の確保、林野庁も頑張つていいたいというふうに考へておるところでございま

す。

○荒井委員 林野庁、頑張つてくださいよ。協力してあげてくださいよ。山を治めることは國を治めることですよ。そういう事例が過去にたくさんあつたんですね。日本の河川が大氾濫を起こしたもの、山がはげ山になつたからですけれども、そういう意味では、林野庁の役割は大きいと思うんで。

そういう意味では、森林環境譲与税という税金が新たにつくられたんだけれども、これは果たして、本当の意味の、当初目的としていたことに使われているんだろうか、都市側に少し手厚くなつてゐるのではないだろうかという気持ちもあるんだけれども、林野庁、どう思いますか。これは林野庁じやなくて、総務省か。

○川窪政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の、森林環境税の譲与基準に関する御指摘かと存じます。

この譲与基準につきましては、森林整備を進めることには、森林の需要の増加が重要であることですとか、国民全体の森林環境税への理解が必要であることなども総合的に勘案をいたしまして、人口を三割と設定しているものでございます。

また、この見直しにつきまして、これまでの衆参両院の総務委員会の附帯決議におきまして、各地方団体の森林整備の取組や施策の効果を検証しつつ、必要がある場合には所要の見直しを検討するとしているところでございます。

今般、譲与初年度でございました令和元年度の活用実績につきましての実績の分析などを行つておるところでございまして、引き続き、こうした森林環境譲与税による効果を検証するという上で、令和二年度分を含めまして、その後の事業の実施状況も見極めていきたいと考えております。こうした確認状況を踏まえまして、森林環境税の譲与基準の見直しにつきましても引き続き検討してまいりたいと考えておるところでございま

意見とか、もちろん農水省の意見は聞いてるん

うんですね。今後見直しがあるのかどうか分か

りませんけれども、その際には是非、治水部局と

の意見調整というものを図るべきだというふうに

思いますし、治水部局としても、どこの地域の山

林を、治山事業なり、あるいは植林なり、整備が

必要なのかといふことをその地域地域で把握して

おくことが必要だと思います。その意味で先ほど

カルテ、カルテと私が言つてましたけれども、そ

ういう意味であります。

私は、私は、経済観念というか財政の観念といふのが乏しいんじゃないか、乏しいと言つたら怒られちやうな、何となく、予算は國から降つてくるから、國の予算を取ればいいんだ、そういう感覺でいるんじやないだろうか。治水を本当にやるんだとしたら、これは特定財源とは言わないでけ

電力というのはどうやつて作り上げていいのかと

いうことに日本中が困窮しています。その中で、

最も質の高い電力は水力発電ですよ。水力発電と

いうのは巨大な電池なんですよね。最近、各電力

会社は、太陽発電だとか風力発電だとか、そういう

もののを造つたときには、蓄電池を作れといつ

て、無理無理電池を造らせてあります。これは、一

基百億とか二百億のオーダーですよ。

そういうことをするぐらいならば、竹村さん

だったかな、前の、元の河川局長、あるいは青山

さんだとが、今の気象の予測が、予報が非常に

精巧になつたから、各ダムには余裕がある、そ

の余裕高を使って水力発電をできないかといふこ

とを提案したことがありますよね。私は、そういう

ことを考へるべきだと思います。

利水ダム、農業用のダムでも、かつて私がつ

くつたんですけれども、小水力発電だとか、ある

いは、電力会社が持つてゐる水力発電だと、揚水

発電を速やかにといふ簡単につけるように制度

の仕組みをつくつてやるとか、そういうことを考

えるべきだ。経済的な活動と密接な制度といふも

のをつくつてやることが本当の意味の治水事業に

つながるんじゃないかと私は思つておるんですけども、局長はどうですか。

○井上政府参考人 今、先生から御指摘いただ

けは、当時は非常に、批判の方が強い時代に当選を

させていただいたわけありますが、それは一般

会計化してしまつた。確かに弊害は随分あつたと

ないと思いますよね。治水財源の一つにこの森林環境税なんかも本当は考へておるんだと思うんですけども、ほんとそこには使われなかつたで

しょう。そういう財源論とか、あるいは、人は、

五十年に一回の水害よりも、毎日どういうふうに

生活するのか、食べていくのかといふことの方に

より多くの関心を持つてゐるわけですから、その

経済的な活動にどういうふうに利益を出すことが

できるかということを工夫してやるのが、私は、

治水の部局の人たちの必要なことだと思いますよ。

そのためには、今、自然再生可能エネルギー、

電力というのはどうやつて作り上げていいのかと

いうことに日本中が困窮しています。その中で、

いうのも貢献することになるでしようし、意外

と、季節的に言つて、治水は夏場に非常に重要で

すが、冬場、正月の頃というのは、需給の逼迫度

合いというものは実は冬の方が暖房用の電力とかで

あるとか、それから地域の偏在性とか、うまく活

用したらできるとか、いろいろな可能性はあると

思つております。

さらには、もっと積極的にも考へておりまし

て、今一部進んでおりますが、ダムの施設自身を

改造して、今まで事前放流で下げられる規模が限

られたものを、もう少し施設を改修すればダ

ムの水位を下げられる幅が大きくなるとか、そ

ういうことにも取り組んでいて、治水の面でも夏

場は役に立ちますし、冬場になると発電のために

も寄与できるような、そういうことがいろいろ気

象予測を活用することでできるようになつた。

こういうことについては、これからも技術面、

それから私たちがちょっと弱い財政、経済の面、

勉強して、しっかりと頑張りたいと思います。

○荒井委員 今の議論、赤羽大臣、どのようにお

考へでしようか。

○赤羽国務大臣 私も、道路特定財源について

は、当時は非常に、批判の方が強い時代に当選を

させていただいたわけですが、それは一般

会計化してしまつた。確かに弊害は随分あつたと

思い

に、田中角栄さんが現役のときに、やはり財源を持たないと何も進まないと。やはり大変炯眼だつたんだというふうに思つております。

そういう意味でやはり災害から国民の皆様の命と暮らしを守ると言うのは簡単ですけれども、それはそれなりにコストがかかる。そういうことは、今後、その費用をどう国民でシェアをしていくのかということについては非常に重要なことで、それがなくては具体的にはなかなか計画が前に進んでいかないということで、非常に、政治家としても、行政の立場でも、そうしたことについてはなかなか発言もしにくいし、検討もしにくいんですけども、まず省内でしつかり検討していくといふふうに考えております。

○荒井委員 時間が少しなくなつたので、少しはしょりまして、大都市の特に低平地における高潮対策、あるいはそういうものに対して、私は解答があるのかなと。

荒川や江戸川の水没地域、江戸川区の区民といふのは全部で六十七万人いると言われていますけれども、海拔以下のところに住んでいる人がほとんどだと思つんですけれども、そういうところに対する対策というのは、広域治水のこの制度なり法律でどこまで対応できるんだろうかというふうに思つんすけれども、これは都市局長に聞こうかな。

○神政府参考人 お答え申し上げます。

ゼロメートル地帯には人口や資産が多く集積し、一たび大災害が発生いたしますと、広範囲で長期間の浸水が想定をされます。

早い段階から広域避難を実施する必要がござりますが、令和元年東日本台風では、移動手段となりますが、公共交通機関の計画運休など、広域避難を実施する際の多くの課題が明らかになりました。このため、昨年の十二月に取りまとめました災害に強い首都「東京」形成ビジョンでは、早い段階からの広域避難ができなかつた場合でも命の安全と最低限の避難生活水準が確保できる避難場所と

して、高台まちづくりの推進が打ち出されたこと

ろでございます。

今回の法案では、この高台まちづくりの推進にいくのかということについては非常に重要なこと

で、それがなくては具体的にはなかなか計画が前

に進んでいかないということで、非常に、政治家

としても、行政の立場でも、そうしたこと

はなかなか発言もしにくいし、検討もしにくい

んですけども、まず省内でしつかり検討してい

くといふふうに考えております。

○荒井委員 高潮対策というか、高潮で非常に悩

んでいるのはニューヨーク市なんですね。

ニューヨーク市は、この高潮対策のために、世界

中のコンサルタントを集めて競争入札をさせて、

まちづくりと連携してどういうふうにこの高潮対

策ができるかということをやつたようであつま

す。それが成功したかどうか分かりませんけれども、私は、東京の高潮対策やゼロメートル地帯の

この対策というのは、世界の知恵を求めるぐら

いの、そのぐらいのものではないかなというふう

に思つますので、是非、そのところは一度議論

をしてみてください。

○神政府参考人 あと、今日は、とても念願の井上局長と議論が

できてよかったです。

し、最後

に、津田永忠

この人の話をしますと、彼の前に

熊沢蕃山

という有名な儒学者が乗り込んで、

おられました。

大雨警報とか土砂警戒情報とか、そういう警報が出るときは、各役場とも、総務課長とか建設課長が宿直で当直して、一晩中行政機関とかの気象情報を確認して避難勧告とかを出すんですけども、私たちが昔やつていた頃はある程度典型的な形で、一つは、例えば梅雨時期、梅雨前線が停滞して、雨雲が例えば三日間ぐらい停

止んで

たります。

それで、熊沢蕃山がいなくなつたときに、やはり津田

永忠を放じるんですね。そのときに、この津田

は岡山の藩校の校長に飛ばされるんです。しか

し、熊沢蕃山がいなくなつたときに、やはり津田

永忠のこの治水しかないといつて、津田をもう一

度呼び返して、あの大治水事業をやつたんです

ね。彼がいなかつたら、あの真備町が水没したと

きの二の舞が岡山市を襲つていたらうといふ

か、下流の堤防でせき止めたときのバックウォー

ーとか、いろいろあります。

是非、正しいことは、絶対、どんなことがあつても復活するといつか、効果を出すということ

で、私は、この流域治水というのは、今まででき

なかつたこと、そのことのむしろ反省を河川局は

するべきで、しかし、それだけに、今までの先輩

せんから、そういうふうに非常に時間割りがきち

んとできていました。

また、例えば台風ですけれども、九州では、鹿

児島の沖から台風が北上してきて、四国寄りの太

洋側を通るか、また東シナ海側を通るかによつ

て風の当たり方が違いますから、今度の台風は右

にそれだからどこが危ないとか、事前に分かる

んですよ。しかし、また、台風そのものが移動し

ていきますから、ある程度の時間を警戒すれば

いいんですけども、今回の令和二年七月豪雨は、

非常に特異な現象で、もう既に久留米とか、中

国、四国でも線状降水帯の影響を出ておりま

す。

○あかも委員長 ありがとうございます。

○矢上委員長 午後一時から委員会を開くこと

とし、この際、休憩いたします。

午前十一時四十九分休憩

でございます。

○あかも委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

○矢上委員 立憲民主党、衆議院議員の矢上雅義

質疑を行ないます。矢上雅義君。

○あかも委員長 本日は、流域水関連法のこの委員会の審議の場で貴重な機会をお与えいただきましたことに、委員各位の皆様方にお礼申し上げます。

○矢上委員 それでは、早速質問に入りたいと思いますけれども、私も、十数年前、地方自治体の首長をしておりまして、大雨警報とか土砂警戒情報とか、そういう警報が出るときは、各役場とも、総務課長とか建設課長が宿直で当直して、一晩中行政機関とかの気象情報を確認して避難勧告とかを出すんですけども、私たちが昔やつていた頃はある程度典型的な形で、一つは、例えば梅雨時期、梅雨前線が停滞して、雨雲が例えば三日間ぐらい停

止んで

たります。

それで、熊沢蕃山の周りに水蒸気が発生する場

所があるということは平成十七年ぐらいから私た

ちも何となく理解していたんすけれども、この

十年間、こういう状況になるとは実は思ひませ

んでした。私も、地球温暖化でホットスポットが上

に上がつていいから、人吉市は下の方ですか

県南で、だから、福岡の人は大変だなという感覚

しかなかつたんですよ。そうしたら、去年の七月

三日、小雨で、夕方から九時、十時にかけて大雨

が降り出して、たつた四時間か五時間でもう市房

ダムが満杯になつて、緊急放流寸前まで行つたんですよ。

そういうふうに、同時多発的に、上流、中流、下流関係なく、この線状降水帯というものは今はもう、九州の東シナ海の沖合側で発生しますと、例えば水俣、芦北の沿岸部に上陸するときに、沿岸

部の後ろにある山にぶつかってます雨が降って
そして次には、球磨川にぶつかったときに、球磨
川の山にぶつかってまた雨が降ります。そして次
に人吉盆地の山にぶつかって雨が降って、最後
は、宮崎県と熊本県、熊本県の人吉市と宮崎県の
えびの市の間に、えびの、小林の間に九州山脈が
ありますけれども、その山脈にぶつかって大雨
が降るんですよ。ですから、これだけの大霖が短
時間で同時多発的に降るものですから、今まで経
験したことのないような豪雨でした。

その前提としては、過去の降水量のデータなどから、どうぞ、気候変動による、雨の降り方が激しくなっていますので、そこから洪水の流量がどうなるのかとか、また、その洪水が発生する確率がどうなるのかということを、これは科学的に分析をしながら、しっかりととした抜本的な治水対策、総合的な治水対策を行う、これが今回の流域治水の、私はそういう肝だといふふうに思つております。

そうしたことと、全百九の水系で流域治水プロジェクトを策定しましたので、この協議体の中でしっかりと深掘りをしていく、こう考えております。

○赤羽国務大臣 まず、矢上委員がかつて首長として、大変な責任と使命の下で現場で対応されたことを御紹介いただきましたこと、まず心から感謝を申し上げたいと思います。大臣、お願ひいたします。

いただきたいと思います。

おつしやるよう、特に線状降水帯の予測といふのは非常に難しくて、先ほど荒井委員のときだつたと思いますが、答弁もさせていただきまして、翌日の予測すらできない。それが約二週間、去年の七月は統いて、球磨川流域で大変な災害を起こしてしまつたということをごりますので、まずこの気象庁の予測能力を向上させるために、海上保安庁との連携の中で、海上から水蒸気の状況を見ながら予測精度を上げていこうというようなことも当然含めております。

加えて、流域治水という概念は、これまで河川管理者単位で様々治水計画をやっておりましたが、これは上流から下流、また本川、支川、流域

地はそのまま、家を建てずに、畑にして野菜を作っています。何で野菜を作っているんですか」と言つたら、市役所に聞いても、建てていいか

建てて悪いのかよく返事が分からぬから、せつなくお金をかけて建てても、また水害が今年來た

そういうことで、市役所の方にもお聞きしたんだけれども、要するに、総合的な治水対策がはつきりしませんと、災害のときの河川の水位と

が超溝したときの長さの高さが少からだらんと
ザードマップができない。ハザードマップができる
ないと土地の利用規制とか許可とかが下ろせない
から、相談を受けても沈黙するしかないということ
とで、役場の方も、悪気はないんですけども、
答えようがない状況なんですよ。

そうした中、私たちがテレビを拝見するときの報道では、この川辺川には川辺川ダムという大きな問題が存在しますので、川辺川流域治水対策というときには、必ず川辺川を前提とした、建設設

前提とした十年スパンぐらいの計画表が出てくるんですね。新聞とかでゆっくり見たら、ちゃんと一年目、二年目、三年目と計画が立っているんだ。
けれども、テングで見るのは十年スパンの計画表

か見えないわけですよ。

そうすると、一般の人は、今年の水害で大丈夫だらうかという、一年目のことですね。商売人の方は、来年、再来年、経営再建できるだらうかと

いう、二年後、三年後の心配が非常に頭をかすめるんですけれども、川辺川ダムがあるからこそ十年計画で報道されるんですが、一般的な激甚災害

対策の激特事業のように、五年スパンをめどに、ある程度政策の中からセレクトして、住民の生活再建と商売人の経営再建に役立てるような、セレクトされた一年、二年、三年のやはり復旧復興計画を是非つくるところも、国土交通省の高岡台会議

○井上政府参考人　被災地における住まいやなりわい、道路や鉄道の再生など、豪雨災害からの復被災者に対する安心感を与えるための情報提供をする上で工夫とかありましたら、お答えください。

○矢上委員 今、詳しく述べていただきましたけれども、特にマスク等に対し、被災者に對しての報道をするときには、先ほど申しましたよう

町村とも連携し、ホームページやSNS、市町村広報誌など、きめ細やかに様々なツールを活用して、分かりやすく発信してまいりたいと考えております。

110

<p>な、安心感のあるような期間に区切つたような、セレクトした情報提供もよろしくお願ひいたしました。</p> <p>続きまして、先ほど川辺川ダムの件も出ましたけれども、蒲島熊本県知事も、多目的ダムの川辺川ダムの中止を表明されて以来、今回、災害の被害を受けまして、流水型ダムについて容認するというお話をされました。</p> <p>その中で、私自身被災しまして、これはやむを得ない判断だなど尊重するところでございますけれども、幾つか報道等で、ネット等でも、当時の入吉、球磨の人たちがダムを要らないと言つたかト報道とかもございます。</p> <p>そこで、歴史を簡単に申し上げますけれども、多目的ダム、川辺川、要するに、農業用水、そして発電用水、治水目的、河川の正常流量の維持ということで、四つの目的、多目的ダムなんですがれども、その一つの大きな柱である国営川辺川利水事業があつたんですけれども、その一つできなといふことで、相良村長のときに相良村としてダム反対を表明いたしました。それが平成十八年の十一月です。</p> <p>その後、ダム反対を表明した後、平成十八年の暮れでしたか、東京から電源開発の役員さんが二名来られまして、相談があると、川辺川ダムが多目的ダムとして完成するかどうかという質問を受けました。私の経験上、これまでの経験上、もう無理だ、何らかの治水ダムに切り替えない多目的ダムは絶対できませんよということでお話ししましたところ、電源開発においても、役員会で、</p>	<p>それではその方向で取り計らいましようというございました。</p> <p>省が国営利水事業撤退を表明し、同じく平成十九年に電源開発も多目的ダムからの撤退を表明されました。</p> <p>そういう中で、非常に苦渋の選択でここまで来ましたので、今地元では、皆さん方、国とか県とか、その他の者に対する批判はありません。災害を受けたことに対するどうやって復旧するかと、いうことで、今耐え忍んで頑張つておりますけれども、これまでの経過に対して、国が悪かったとか県が悪かったとか言う人はおりません。</p> <p>それで、ちょっと見てほしいんですけど、この資料① 川の写真が出ております、二枚組。この資料の一は、山から木を切り出して、いかだ下りをやつしております。そして、資料の二は帆かけ船で、これは人吉市から林産物を八代まで運ぶときの風景で、風がないときは、帆かけ船で動かして、八代まで運んだら、あとは人夫さんたちがロープを引っ張つて、川岸から上まで六十キロ近く、人吉市までこの船を持って帰るんですよ。</p> <p>この作業が、球磨川の舟運が成功したのが、きれいで、これが一六六五年に林正盛さんといふ方が一生懸命頑張つて岩を取り除いて舟運を造つて、そして、JR肥薩線が明治四十一年に開通するまで二百四十三年、道路が貧弱でしたから、戦後の一時期までこのような舟運がありました。一六六五年の開削以来、二百七、八十年ぐらいい舟運で、この舟の運送で人吉、球磨というところは成り立つておつたんですね。</p> <p>ですから、こういう歴史的ななりわいがもうDNAとしてしみ込んでおりますし、農地とかも少ないので生計を立てるしかなかつたんですね。だから、人吉、球磨の人たちが、いかにこの川辺川に對する、球磨川に対する思いがあつてここまでこじれたかということは御理解いただきたいと思います。</p> <p>それを前提に質問があるんですけれども、今、</p>
<p>事実上中止状態にある多目的ダムの計画と、今回新たにできると言われる流水型ダムの計画ですね、同一のもののか別個に存在するもののか、また根拠法等を教えてください。</p> <p>○井上政府参考人 過去に検討していた貯留型の川辺川ダムは、洪水調節、かんがい用水の補給、発電等を目的として、河川法及び河川法の特例を定めた特定多目的ダム法に基づき計画していたものです。</p> <p>一方、新たな流水型ダムについては、昨年十一月に蒲島熊本県知事から御要望いただくなど、地元から御要望もいただいているところでございます。</p> <p>国土交通省としては、これらを踏まえ、新たな流水型ダムについて、本年度から本格的に調査、検討を進めてまいります。</p> <p>なお、この新たな流水型ダムのよう治水のみを目的としたダムの根拠法は、河川法です。</p> <p>○矢上委員 河川法を本法として、特例法で特定多目的ダム法があるという解釈ですけれども、ちょっと一つお聞きしたいのは、新しいダム計画を仮に作つたと仮定すると、平成九年の環境影響評価法の成立から後になりますから、環境アセス法そのものの適用の対象案件となるのか、若しくは、球磨川流域全体の総合整備計画がありますから、その総合整備計画の一つの選択肢として、ダム本体の着工された時期がいつなのかということが例えば環境アセスの適用対象の基準となるのか、どちらでしようか。</p> <p>○井上政府参考人 川辺川ダムについては、昭和四十六年に工事着手し、つけ替え道路工事、代替地造成工事、ダム本体の関連工事等を進めてまいりました。</p> <p>このように、川辺川ダムは環境影響評価法が施行された平成十一年よりも前に工事に着手していることから、環境影響評価法附則の規定により、環境影響評価法に基づく環境影響評価の対象外と解釈されます。</p> <p>一方、熊本県知事からは、法に基づく環境アセ</p>	<p>スメント、あるいはこれと同等のアセスメントとの御要望をいただいていることから、知事の御意向を踏まえ、県と連携を密に取り、しっかりと対応してまいります。</p> <p>○矢上委員 ありがとうございます。</p> <p>今のところが、ダム反対派の方にしても、賛成派の方にしても非常に重要な点で、環境アセスをきつちりしてもらわないと清流川辺川が守れない、そういう点でみんな非常に興味のあるところなんですねけれども、よく分からなかつたんですね。</p> <p>ただ、問題は、直接的に法的に環境影響評価法の対象でないとしても、平成十一年のガイドラインを基に、平成十二年頃、国交省が環境影響評価レポート等を作成しておられると思うんですけれども、このレポートに書いてある評価項目とか評価、価値評価、これは今でも通用するものなんですかね。</p> <p>○井上政府参考人 過去に検討していた貯留型の川辺川ダムについては、環境調査の結果や保全への取組をまとめたレポートを平成十二年六月に公表しております。</p> <p>このレポートでは、昭和五十一年度より実施してきた動植物の生息・生育環境や水環境の調査の結果を踏まえ、環境影響の予測や保全措置等を取りまとめておりますが、平成十二年以降、十分な調査ができていない項目もあることから、現在の状況について追加の調査が必要であると考えております。</p> <p>また、流水型ダムの場合に追加で調査が必要となる項目についても、検討していく必要がありま</p> <p>す。</p> <p>いずれにしましても、新たな流水型ダムについ</p> <p>ては、知事の御意向を踏まえ、県と連携を密に取り、しっかりと対応してまいります。</p> <p>○矢上委員 最後、お願いなんですけれども、足羽川ダムの環境影響評価書も読ませていただきたいんですけれども、ダム湖内、ダムより上流の濁水については、洪水が収まる直前のヘドロが攪拌さ</p>

れた状態での汚水しか書いていないくて、現実、流れ型ダムを作りますと、小さい穴で流速を抑えますから、洪水が終わつた後、かなりの長距離に堆積土砂が残ります。そして、きれいになつた後、本来なら清流が流れてくるはずだけれども、その清流が数千口にもわたつて堆積土砂を溶かしながら来ますので、いわゆる白濁りという現象が洪水後もかなりの長い間、出てくると思うのですから、このことについては新しい所見だと思いますので、今後、環境影響評価をされる場合には重點的に検討していくだければありがたいと思います。

についても支援を行つております。
さらには、今回の法案におきましては、住宅
移転と併せて、社会福祉施設や学校、病院の移
が必要となる場合、これら施設の移転先となる
地整備も支援の対象としてござい
ます。

防災集団移転を行おうとする場合、今、ス
パーとか各種利便施設のお話がございましたが
こういった点につきましては、なかなか難しいい
題はあるかもしれません、移転先となる住宅
地をどこに整備するのか、立地の問題が大変重
であろうかと思います。地元の関係者の皆さん
よく議論を尽くして、その立地について御検討
ただければと考えております。

また、御指摘のとおり、住民の中には、持家

の転用団要課でいを、まん難儀だということで非常に困つておられますから、是非ともよろしくお願ひします。

時間の関係で、具体的な防災対策について、ちよつと順番を変更しまして、農林水産省の方にお聞きしたいんですけども、ダム以外の治水対策で、遊水地とか引き堤とかを採用する場合に、必ず地元の農業団体とか市町村から、優良農地だから譲るわけにはいかないということが出てくるんですよ。ところが、同じ熊本県でも、阿蘇市とか熊本市ではちゃんと遊水地・調整池を造つてあるんですよ。地域によって、非常に協力してくれるところ、してくれないとことがあります。

また、川の堆積土砂を捨てるといつても、私

うところも担当部署の方では是非全力で取り組んでいただきますよう、よろしくお願ひいたしました。
質問ができなくて申し訳ございませんでした。

○あかま委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋(千)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。本日は、いわゆる流域治水法案の審議ですが、先週の参考人質疑も大変勉強になりました。とても印象に残つたのが、秋田典子参考人が、利根川の流域のうち、川だけ地形地図というものを示して、山から海まで、川が毛細血管のようになびいて、張り巡らされているのが分かりますとおっしゃつたことです。私たちが川の恵みの中で暮らしていくことを改めて認識し、川とともに暮らしていく知恵を紹介していく場づくり、そういう表現をされ

レベルから防災集団移転のような状況になつてお
りますけれども、なかなか、洪水の際にスーパー
とか郵便局とか生活インフラが流されておりま
すし、路線バスも通りません。

新たに建設するだけの経済的余裕がない方や、
りわいの再建に費用がかさむため当面の住宅費
抑制したい方など、持家を自力で再建すること、
困難な方もいらっしゃることから、移転後の住

な
ちの田舎でさえ、堆積土砂を捨てる場所さえも
は
うないんですよ。山の手入れをきちんとして治山
が
対策をきちんとして、山からどんどん土砂が
ま
来たら、もう捨てる場所さえないというような状
態

私も、秋田県能代市の生まれですが、子供ながらに、一級河川米代川というのが身近にありまして、特別な誇りのように思つておつたものであります。まことに、この河川は、とても美しい河川でした。

生活インフラ、公共インフラの設置、若しくは、それができないとすると、それらへのアクセスが可能となるような手段について、利害関係者の事前協議の場で対象となり得るのか。それとももう一つは、もう高齢の方は住宅を再建するということ

農林水産省につきましては、このような対策について、流域治水との絡みでそういう政策を考えられておられるか、よろしくお願ひいたします。
○山口政府参考人 それでは、お答え申し上げま

けれども、それでも人々は川を見ながら暮らしたいと思うのではないでしようか。

が非常に厳しい状況でござりますので、災害公営住宅のような低賃貸で入れるような仕組みもつくりてあげないと、宅地を造成して、どうぞ家を建ててくださいでは住めないと思います。その点も含めて、お答えください。

ズに対応してきたところであります。また、移
先となる宅地を分譲するだけではなくて、低廉
価格で賃貸することによって、できるだけ移転
される方の負担が小さくなるような工夫を行つた
もござります。

球磨川の水系につきましても、九州農政局や九州森林管理局も参画して、本年三月三十日に球磨川の水系流域プロジェクトをまとめられたというふうに承知をしております。

「換」という言葉を使っておりますが、大臣に、転換という認識はあるのか、もしそうなら、なぜ何を転換するのか、伺います。

○ 横政府参考人 お答えを申し上げます。

危険な地域から住まいの移転を行ふに当たりましては、委員御指摘のとおり、住宅の移転と併せたて必要な公共インフラを整備し、移転先における生活利便性をしつかりと確保することが重要であると考えております。

の
を検討される方々の移転後の住まいの方のニーズもきめ細かく対応し、危険な地域からの移転の方々に努めてまいりたいと思います。

促に
に調整されることが重要だと考えておりますので、今後とも、国交省と連携しながら、しっかりと地元の合意が図られるように、共に活動してまいりたいと考えております。

が主体となって治水対策をしてきたというこれまでの治水対策、また加えて、災害の大きさ、雨の降り方等々が、全然、以前とは比較にならないぐらい大規模になつてゐる、こうしたことを踏まえ、上流と下流が、それぞれ管理者が別なところ

このため、防災集団移転促進事業をおきましては、移転先となる住宅団地の整備と併せて、必要な道路や下水道、集会施設などの公共施設の整備

免許証返納でもう車もないということで、郵便に行くにも、郵便局は民営企業ですからもう元戻つてこないということで、非常に郵便ボストン

局に水害に対する排水ポンプとか、下水道のパイプラインを利用した貯水池機能の強化とか、そういうのを終わらせていただきますけれども、内排水、内

が多いわけですが、それはやはり一体的に対応する。上流から下流、本川、支川、流域全体を俯瞰しながら、また、河川整備だけではなく

て、周辺の土地の開発ですか、先ほど午前中も質問出ていましたが、山の治山とか森林整備、そうしたことでも俯瞰して流域全体の地域住民の安全、安心を確保する、そうしたことであつた、それを称して流域治水として、その想定も、過去最大というようなことからではなくて、これは科学的な分析に基づいて、今後、降水量が一倍になつた場合に、その地域で起る流量がどのくらい増えるのかとか、洪水の確率がどうなかといつたことで、その地域に合つたしつかりとした流域治水プロジェクトを実現していく。そういう意味では、これまでに比べると転換、転換というと、がらつと変わるというわけではありませんけれども、何というか、抜本的な対策を取りなければいけない、そうした思いで今回この法案を提出させていただいたところです。

○高橋(千)委員 資料の一枚目にその答申の概要をつけておりますが、本文にもありますし、この概要ページのタイトルも「流域治水」への転換となつておるわけですね。ところが、大臣がなかなか、今も、難しいとおっしゃつたし、その言葉を使いたくないのかな、それがなぜなのかということを逆に思うのですから、さつきちらつとおっしゃいましたけれども、改めて聞かせていただきました。

二〇〇四年の新潟・福井豪雨の際、私も現地に参りました、福井市では、足羽川ダムを早くと市长がおっしゃつておりました。当時の話です。一方、三条市では、二つの県管理ダムがありまして、ダムができたからと安心して、堤防の改修が手をつけてこられなかつたのでは、こう指摘をしたわけなんです。その際、国交省の答弁は、ダムを設置した目的は十分果たしているという答弁であります。ダムの堆砂も完成から三十九年目で八十六年分もため込んでいますよと指摘した

のに對し、いや、洪水の調節効果には影響なかつたと答弁をされました。

もう、やはり国交省つて、絶対認めないのかなと思つたわけであります。ダムありき、あるいは、当初の計画は絶対間違つていらないという姿勢を持ち続けています。ダムありき、あるいは、そのときそのときの判断とか、環境問題を重視しなければいけないとか、それはそれなりの私は理解をしているつもりでございますが、ここに至つては、何がベターなの

かということだということで、全く私は、ちょっと重ねてなんですが、こだわりはない。

ただ、この流域治水の定義とは、ここに足りない、反省すべきところはする、そういう立場に立つてほしいわけです。そういう意味でも転換であつてほしいと思います。次の質問への答弁の中でも、もし追加があればお願いします。

改めて、この三つの柱、資料の一枚目にある三つの柱を見ながら、流域治水とは何か。それから、新法ではないために、条文にも流域治水という定義がございません。それはなぜなんでしょうか。

赤羽国務大臣 私が申し上げた、ちょっとと言葉足らずだったと思いますが、別にそこ何かこだわつてていることは私は全くありません。ただ、荒井先生の質問は、実際質問されたかども、通告では、かつて鶴見川、先生が言われていいましたように、かつてからそういう流域治水の概念というのはあつたんだ、鶴見川も上流から下流まで遊水地も造つてきましたし、そうしたこと何が違うのかというと、それにプラスアルファだといふ意味で、がらつと全く違うことをやるわけじゃないという意味でやつたわけです。ただ、役所の答弁は、これは別に国土交通省だけじゃなくて、これはちょっと私見からりますけれども、何か

と堤防で河川の中に閉じ込めるという考え方ではもうなじまなくなつたんだ、そういう意味での大きな変化があつたのではないか、このように思つています。

特に、今、①で示されたものを絵にしたものですが、これも財政審で出された資料ですが、②にあります。それは、やはりこれは、治水ダムは国交省だけれども、利水ダムとなると厚労もあり、農水もあり、経産もありという形で、本当にいろいろな省庁がこの流域には関わっているんだという図だと思いますが、そういう意味で、もちろん、このものなんですが、三本の柱といふことで、氾濫をできるだけ防ぐための対策、もう一つの柱は被害対象を減少させるための対策、三つ目は、被害対象を減らすためのソフトの対策、ハード、ソフトだということです。まさに新法であれば流域治水とはという定義があつたと思いますが、それぞれの法案の改正で束ねたものなので、あえて流域治水とはということに、どこかの法案で、法律に書き込むのは少しなじまないということですこうさせていただきましたが、こうした三つの柱をもつて、上流から下流、本川、支川、地域の関係者が協働でしっかりとやつていくというのが流域治水だというふうに考えております。

○高橋(千)委員 露が闇や無謬論ではないとおっしゃつたので、そこは大事かなと思つております。

もちろん、流域治水の考え方とか実践というのは、かなり前からやられてきているというのは、実際にそうだと思います。鶴見にも行きましたし、去年質問した佐賀も、そういうかなり実践を進めていたかなと思います。

ただ、全体としては、河川は河川管理者がやはり治水をするものというの、上流から下流、流域全体でいうふうに、逃がしたりめたり、いろんなことを含めてやつていくんだという考え方

に転換したんだろうと思うんですが、やはりダム

その対策を検討するべきなどの改善措置が要求されました。

これを受け、これまでに、道府県管理ダムも含めた国土交通省所管ダムの堆砂対策の検討状況の把握、公開、ダム管理者自らが堆砂状況を踏まえて堆砂対策の実施判断を適正に行えるようにするためのダム貯水池の土砂管理の手引案の作成などの取組を進めてきたところです。

さらに、令和元年台風十九号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次いだことを踏まえ、道府県等が単独事業として緊急的に行う河川等のしゅんせつを支援するため、令和二年度に緊急浚渫推進事業が創設されたところです。

同事業の実施期間は令和六年度までの五年間とされており、道府県が管理する治水ダムにおいては、同事業を有効に活用していただけるよう、総務省と連携して、道府県に対し、堆砂対策の重要な性や同事業の目的、役割等について継続的に周知してまいります。

○高橋(千)委員 会計検査院から指摘を受けたことを踏まえて、手引や検討状況、見える化してきましたというお話をうたうと思いますが、とはいっても、同事業がついたのは昨年からであるということあります。

また、資料の⑤には、災害復旧事業としての堆砂除去がついておりますけれども、これも、やはり災害でたまたま分だけ、しかも洪水調節容量の部分まで、今年からは事前放流も入るわけですがれども、そことどまつていたという点では、非常にまだこれからであるということで、本會議では、大臣、延長も検討しますと答弁をいたしました。この気候変動により、今後、パリ協定に基づき温上昇を二度以内に抑えたとしても、約一・一倍の洪水量や約二倍の頻度の水害が起こるだろうと指摘をされたわけですが、その一・一倍をどのよううに河川整備基本方針で具体化していくのか。

これはやはり、否定してくださればいいし、説明してくださいさればいいだけの話ですが、一・一倍と言つたからといって一・一倍ダムを大きくするんだとか、そういう単純な話では決してない、だ

からこそ流域治水だと思うんですけれども、そこで堆砂対策の実施判断を適正に行えるようにするためのダム貯水池の土砂管理の手引案の作成などをについてお願いいたします。

○赤羽国務大臣 ちょっと専門的なことが足りないかもしれません。局長から補足してもらつた方がいいかも

ちろん、まず、降雨量が一・一倍のときの洪水量というか流量は一・二倍で、洪水が起こる確率は約二倍とされています。ただ、それはガイ

ドラインで、おっしゃるように、私は、地域地域で雨の量が増えたから、その地域の河川がどのよう増水するのかとかということは、一概に決めることは、非常に余り賢くないと思いま

す。その地域の特性に合わせた柔軟な対応で対応していく。

基本的には、上流で既存のダムですか遊水地でなるべく雨量をためて、下流の方からはしっかりと河道掘削ですか樹木の伐採とか堤防強化と手引や検討状況、見える化してきていたというお話をうたうと思いますが、とはいっても、同事業がついたのは昨年からであるということあります。

これに加えて、河川整備だけじゃなくて、今まで、資料の⑤には、災害復旧事業としての堆砂除去がついておりますけれども、これも、やはり災害でたまたま分だけ、しかも洪水調節容量の部分まで、今年からは事前放流も入るわけですがれども、そことどまつていたという点では、非常にまだこれからであるということで、本会議では、大臣、延長も検討しますと答弁をいたしました。この気候変動により、今後、パリ協定に基づき温上昇を二度以内に抑えたとしても、約一・一倍の洪水量や約二倍の頻度の水害が起こるだろうと指摘をされたわけですが、その一・一倍をどのよううに河川整備基本方針で具体化していくのか。

の、これまでの何というか歴史なんかも踏まえながらきめ細かく対策を取る。それがやはり、地元の人たちが一緒に協議会を立ち上げて科学的な手法で対策を取るということが、我々が想定している流域治水だというふうに認識をしていま

す。○高橋(千)委員 大臣、余りどんどん先へ行かないで、住民のことも改めて後で伺いますので。答申を受けたときに、一回、私、ここで質問していますけれども、やはり洪水量が増えるんだ

いことをきちんと河川整備基本方針に盛り込む、書いたというはすごく大事だなと思つたんです。でも同時に、何か、さあ、ではダムをかさ上げしなきやという声も結構あつたんですね、あのとき、災害を受けて。だから、そう単純じゃないんだ、しかし明確にするんだ、この両方をうまくバランスを取らなきやいけないと思いますの

で、では局長、少しこれども、そのメンバーをどう位置づけるのかといふことと、最大放流量はどのように決めていくのか、伺います。

○井上政府参考人 事前放流の協議会を法定するわけですがれども、そのメンバーをどう位置づけるのかといふことと、最大放流量はどのように決めていくのか、伺います。

○井上政府参考人 今大臣が答えた点ですけれども、今、まず委員から御指摘ありましたように、気候変動を考慮した治水対策、これを具体化していくということ、これはハード、ソフト、いろいろな対策を絡めていくわけですがれども、その中で、ハードの基本となつているものが河川整備の基本方針になつております。これをしっかりと検討を進めてやつていくということです。

まずは、最近非常に大きかつた雨、例えば十年前に紀伊半島であつた、大洪水をもたらした紀伊半島大水害のときの熊野川、そういうところでは非常に実際に大きな流量が出ましたので、これの

基本方針の改正ということを、まず検討に着手していきます。

ただ、いろんな各流域ごとに検討していくかなくちゃいけないので、今後、順次それを進めていくことといったことです。

○高橋(千)委員 お願いいたします。三月三十一日に小委員会が始まつて、検討が始まつていて承知をしています。

それで、資料の③がダムの事前放流についての

資料なんですけれども、昨年度、全国百二十二のダム、うち六十三は利水ダムで、事前放流を実施しました。これには、二〇一八年、西日本豪雨で、中国電力の発電用の利水ダム、新成羽川ダムが緊急放流を行う中で、下流の高梁、総社、倉敷等で水害が発生、特に倉敷市の真備町では五十一名の方が亡くなつたという事案が発生したこと

が大きな契機になつたのではないかと思います。先週の参考人質疑でも、磯部作参考人が、この問題を検証してきた立場から、法案に事前放流の実施が明記されたことを評価するとおっしゃつていただきました。

○井上政府参考人 事前放流の協議会を法定するわけですがれども、そのメンバーをどう位置づけるのかといふことと、最大放流量はどのように決めていくのか、伺います。

○井上政府参考人 事前放流の取組に当たつては、令和元年十二月に策定した政府の既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針に基づき、水系ごとに河川管理者と全てのダム管理者及び関係利水者から成る協議の場を設けて、事前放流の実施に関する治水協定を締結してきています。

今回、法案に位置づけられる協議会の構成員については、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者に加え、流域の関係市町村長は、ダムから放流された場合の影響について大変関心を高くお持ちなので、必要に応じて構成員に加えることとしております。

御指摘のあつた事前放流時の放流量については、令和二年四月に策定した事前放流ガイドラインにおいて、ダムの放流設備の能力、下流の河川における流下能力、ダムの堤体及び貯水池の面の安定を確保できる水位低下速度を考慮して、その最大量を設定することとしております。

○高橋(千)委員 先ほど二〇〇四年の新潟・福井豪雨の話をしましたが、福島も同時に豪雨がありまして、あのときの水害というのは、今回の流域治水にも通じる様々な課題に直面した最初の、私自身としては最初の災害だつたなと思つていま

す。

福島の只見川に行つたわけですが、只見川は細長い、かつ水が大変豊富だということで、電源開発のダムなどがたくさんある地域です。その分、いろいろなダムの放流と護岸の決壊といった災害も起きたり、訴訟などもあつたわけです。利水ダムが洪水時に治水機能を果たさなくてよいのか、という問題意識をあの当時から持ち続けてきました。

今回のルール作りが本当に有効に働くことを期待するわけですが、元々、河川法五十二条、「河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれがある」と認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができる。」とあります。

そもそも、この河川法五十二条が発効されてから、五十二条があるじやないかということは、この事前放流がされずつと前から議論されてきた問題ではあるんですが、今後はこれが生かされると考えてよいでしょうか。お願ひします。

○井上政府参考人 委員御指摘のとおり、河川法第五十二条规定に、河川管理者の方からダム管理者の方に、事前放流のようなものを緊急にやるときの措置ということが定められているところでござります。

ただ、実態、急に河川管理者が放流をしてほしらないと言つても、そのとき突然言われて、何をしたらいのか、どれだけやつたらいいのかというふうなことと、何もルールが定められていないということでしたので、実質使われてきたことはなかつたといふことです。

ただ、先ほどお話をございました高梁川水系の話であるとか、いろいろな実績も出てきました

し、何より大きいのは気象予測が使えるようにな

なったということで、これであれば、台風とかが来る前に事前に水位を下げておく。これは、この河川法の第五十二条というものを背景として、こういうふうな措置ができるんじゃないかなということで、昨年から運用を始めているところです。今後もその趣旨に従つて進めていきたいと考えております。

前から動き出すよということで、段取りは、整ったと。だけれども、やはりためらういうことがないよう、やはりこの精神が、本当の意味で使うことができるんだよということで確認をさせていただきたいなと思います。

それで、先週の参考人質疑のときに山田正参考人は、利根川流域が六都県、百五十二市町村といふ非常に広い地図を示しまして、上流から下流域で一つの運命共同体なんだ、難しいけれども、や

資料の(6)は、これも十月十九日の財政審の歳出改革部会の資料なんですけれども、やはり、一つの流域の中に治水ダムあり、利水ダムあり、ただ省だし、水道だつたら厚勞省だし、発電だつたら経産省というように、様々ある。ここに書いているように、これまで個々のダムごとに、降雨予測とか流入量予測とかといふのでダム操作をしてきた。でも、今度はやはり、流域治水の具体化に基づいて一元的に把握して、水系全体で効果的、効率的な運用を行うべきだといふに書いていられるわけですよね。これは私、非常に重要と思つて、参考人の皆さんも同じことをおつしやつてたと思うんですね。

流域の中に複数の目的や管理者の違うダムがあると思うんですが、それを含めた流域全体で治水計画、あるいは流域水害対策計画と呼ぶのかもしまして。

れませんが、これを作つていくんだとと思うんです

けれども、大臣に伺います。
○赤羽国務大臣 利水ダムの治水への利用といふのは、河川法の五十二条にもそういうものが書かれていてもなかなか実現できなかつたというのは、率直に申し上げて、やはり省庁間の壁といふのがすごく厚かつたんだだと思います。やはり、国交省の立場から電力のところに、そこまではちよつと言えないとか、そういうことがあつたことは、河川法の五十二条にも書かれていてもなかなか実現できなかつたんだと思います。やはり、国交省の立場から電力のところに、そこまではちよつと言えないとか、そういうことがあつたことは、河川法の五十二条にも書かれていてもなかなか実現できなかつたんだと思います。

「どういふのは私の個人的な感想でありますから、くりしたのは、ダムのうち三分の一しか治水には使えなかつた。私はここは当時の官房長官の菅總理が本当に政治決断をされたといふうに、これは本当に率直に思つております。この省庁間の壁を越えて、せつかくあるんだから、今、ダムをこれから造るなんていふ、なかなかそういうことは難しい時代の中、利水ダムが治水ダムの二倍の容量があるんだから、そこで、可能なものは協定を結ぼうと。そして、電力に迷惑をかけたり農業用水に迷惑

惑をかけた場合には、そこをコンベンセートするような制度もつくるうどいうのは、私は、すばらしいアイデアだなというふうに思いましたし、その号令の下で協定が結構短期間に結べたというのによかっただではないかと。

ですから、こういったことの潜在的な治水能力を発現できるようになったというのは、このことは大変よかったですのではないかと思いますし、これをしつかりとオペレーションできるようにしていくことが大事だというふうに認識をしております。（高橋千）委員質問に答えていいないよね」と呼ぶ

○あかも委員長 じゃ、高橋委員、もう一個の方を、もう一度。

○高橋（千）委員 今の前段のところは分かっています、五十二条の問題はね。

それで、聞いたのは、複数の目的や管理者の違うダムが流域の中にあるよね、個々のダムだけの予測に基づく計画ではなくて、全体として見ていく

かなきやいけないですよねという、まあ当たり前

〇赤羽国務大臣 洽みません、ちょっと力が入つて、肝腎なことが。
国土交通省の立場としては、こうした複数の利水ダムを更に効率的かつ効果的に活用することができるよう、大規模降雨時のダム放流量等のデータを踏まえた操作方法の検証、見直し等と、放流量を増大させるための放流設備の改造で

すとか、こうしたことを踏まえながら、複数の利害者が同じ領域にある場合は、それをしっかりと効率的に、また効果的に洪水調節できるようにしていくべき。これは、しっかりとそのイニシアチブを取るのはやはり我々の責任だというふうに考えております。

○高橋(千)委員 確認をしました。国交省がちやんとイニシアチブを取ることになりました。

それで、流域治水は、ハードとソフト、治水とまちづくりの両方でという考え方だと思います。これまで、一昨年の東日本台風を受けての質問

○赤羽国務大臣 これは、もうそもそも流域治水の中から、最初の概念から入っておられますし、具体的には、この協議会のメンバーでも、地域住民の代表、まあ、地域住民の代表というより、もう少し言えば、地域で防災活動を一生懸命やられている方ですとか、先ほどのお話にもありました、その地域のこれまでの洪水の歴史とかをよく分かっていらっしゃるような方、たくさんいらっしゃると思いますので、そうした方々にも協議会に入つていただいて、その意見を発揮していただけるような場にするべきだというふうに考えております。

○高橋(千)委員 確認をさせていただきました。ありがとうございます。

本会議の答弁は、河川法に基づきということことで、ちょっと私の趣旨よりは後退していたかなと思うのですから、今の答弁がよかつたなと思つています。

私が住民参加にこだわるのは、やはり住民の中には、この間の参考人でも議論したんですが、上

流と下流で理解し合う、あるいは助け合うとい

う認識の共有が必要だと思うんです。水門を開ける

閉めるで下流は守られるけれども上流は被害を受

けるとか、復旧工事は下流から始まるとか、こう

した調整を、やはりお互いが話し合う場があつて

納得できるというのが大事だと思うし、住まい方

についても今後選択を迫られていくわけですよ

ね。区域全体でかさ上げをやりましようか、ある

いは移転が必要かと。東日本台風のときも、甚大

な被害を受けた丸森町では、住民が移転先まで見

つけ集団移転をする決めたのに、県が砂防ダム

を造るから大丈夫といって移転を断念したんで

すね。こういうことがあるわけです。

ハザードマップが精緻にでき上がつても、百年に一度、千年に一度の大水害なら取りあえず自分には関係ないと思うか否か、そういう様々な選択が迫られたときに、判断がしやすい、合意が得られやすい、そういう意味でも、計画の段階、日常的に住民参加の仕組みをつくることが鍵だと思っておりますので、ここは重ねて要望をしたいと思います。

次に、雨水貯留浸透施設についてなんですが、何か、一番最近では、渋谷駅の東口、東急とURによる雨水貯留施設が完成して、一時間当たり五十分を超える雨が降った場合に、地下二十五メートルで約四千立米の雨水を一時貯蔵できる施設が仕上がっているということでありました。

今後もこうした民間企業、大手が設置するという印象があるんですけれども、特定都市河川浸水被害対策法案の十九条は、地方公共団体自ら管理する必要があると認めるときはとあります。これほどのような場合を想定しているのか。そもそも、この雨水貯留浸透施設というのは、民間が手

を挙げるのを待つてはいるというのもおかしいと思うし、どのくらい設置しようとしているのか、何思つています。

○井上政府参考人 雨水貯留浸透施設の整備について、これまで地方公共団体が中心に行つてきましたが、民間企業なども実施主体を広げることで、河川への流出がより抑制されることを期待しております。

委員御指摘の、今度の特定都市河川法の改正案の十九条で、地方公共団体が自ら管理する必要があると認めるときは、施設所有者等との間ににおいて管理協定を締結して、雨水貯留浸透施設の管理を行うことができるという規定がございます。

この「必要があると認めるとき」というのは、おむね二つございまして、一つは、雨水貯留浸透施設の適地であるにもかかわらず、公共用地の確保が難しいため、民間企業に設置を促すこと初期の建設コストの削減に資する場合は、民間企業に雨水貯留浸透施設を設置する意向があるものの、適切な維持管理のノウハウがない場合などを想定しております。

一方、民間企業にとっては、維持管理コストを負担せずに、雨水貯留浸透施設に雨水が引き込まれることによって、自らの建築部分の被害軽減にもつながるというメリットもあります。

このように、管理協定の規定を設けることで、

民間企業による雨水貯留浸透施設の整備が促進されるものと考えております。

また、お尋ねがございました施設の設置目標、規模とかでございますが、これは流域ごとで異なるますが、できる限り河川への雨水の流出を抑制することが望ましく、本法案の施行により、財政支援の強化や固定資産税の軽減措置を行い、費用負担を軽減して、整備を促進してまいります。

れども、ちゃんと流さなきやいけないわけなので、そこがうまくつながっていないかなやいけないということもあって、やはり公共団体の関与というものが重要なのかなと思って聞いていたんですね。これが重要なのかなと思つて聞いていたんですが、それは、ちょっと時間もないので、次の質問と併せて答えていただければいいと思います。

○神戸政府参考人 お答えを申し上げます。都市安全確保拠点施設というものは、どのような機能を持ち、流域の中にどのくらいつくろうとしているのか、これと併せてお答えください。

○高橋(子)委員 分かりました。都市安全確保拠点施設の場合は、必要と認めた場合というふうなお話だつたんですけども、やはり、特定公益施設と一体的に確保する必要のある公共施設ということで、逆に言うと、何か余計なものがくつづいてきたり、わざわざ建てる必要なものが建つてことは、やはりあつてはならないかなって思います。

例えば、空きビルなども含めて、利用できるものは大いに利用していかないし、一点豪華な施設ができる、だけれども、住民がそこに行くのはとても大変よというのでは、やはり避難拠点施設としてはどうなのかと思うので、そこはちょっと指摘しておきたい、このように思います。

施設の数でございますが、この施設は、浸水想定区域の広がり方など想定される災害の規模や範囲、災害のおそれのある地域に居住又は滞在する人口の規模、ほかの避難所、避難場所の配置状況など、地域の実情を踏まえ、災害時の安全を確保する上で地方公共団体が必要と認めた場合に整備されるものと考えております。

このため、流域ごとに幾つの施設を整備するか、国として、特段決めているわけではございません。

それで、今の水局長の答弁を受けて、次のところに行くんですが、一方で、貯留機能保全区域、こつちはビルとかではなくて、むしろ空き地みたいなところに水をためるという考え方かなと思うんですが、これは地権者の合意のみで、特段の財政措置がない。私、これはすごい大事だと思うんです。思うだけれども、一切、合意のみでどうせん。

○井上政府参考人 先ほどの委員からの御質問件でございますが、自治体の関与というようなことは非常に重要なだと私ども考えております。

このため、流域ごとに幾つの施設を整備するか、国として、特段決めているわけではございません。

それで、今の水局長の答弁を受けて、次のところに行くんですが、一方で、貯留機能保全区域、こつちはビルとかではなくて、むしろ空き地みたいなところに水をためるという考え方かなと思うんですが、これは地権者の合意のみで、特段の財政措置がない。私、これはすごい大事だと思うんです。思うだけれども、一切、合意のみでどうせん。

あえて、これは遊水地とは違うんだ、田んぼであれば補償もしながら整備していく遊水地とは違ふという意味で、どのように考えていらつしやるのか。

○高橋(子)委員 このくらいというのはなかつたわけですが、今の答弁を聞いていて、むしろ地方公共団体がかむのが普通なのかなと。では、いろいろなところが、私も私もとつて、ためますようのを、この申請者の方から提出していただきま

す。そういうふうな面から見て、ただ単に、突然、民間企業がつくったから管理をとか、そういうものではなくて、しっかりと自治体にも関与していただいて、適切な流域治水を進めていきたいと考えております。

○井上政府参考人 遊水地は、計画的に河川の洪水を流入させ、洪水流量を調節するものであり、河川法に基づく河川区域の指定を行うとともに、河川管理者が整備、管理を行ふものです。

具体的には、遊水地については、用地買収を行

うことによって、盛土、掘削、工作物の設置等に河川管理者の許可が必要になるなど、土地利用上の制約が強くかかることになります。

一方、貯留機能保全区域は、土地利用上の制約を最小限に抑え、現状の土地利用を維持しながら、過去より有していた貯留機能を可能な限り保全するため、土地所有者の同意を得た上で指定し、盛土行為等を行う場合に届出していくべきもの

です。

このように、貯留機能保全区域は、目的や規制内容が遊水地とは異なるものであるため、その指定促進に当たっては土地所有者の御理解が不可欠であり、制度の意義等を丁寧に説明するとともに、土地所有者への支援策についても、今後、関係省庁と連携しながら検討してまいります。

○高橋(千)委員 青森であれば、空き地を持つての方に、雪捨場を確保して、そこに固定資産税の減免、そういう制度をしています。やはりそういう考え方が必要じゃないかなと思います。

今日は下水道の話もする予定でしたがれども、時間がなくなりましたので、これで終わります。また次にしたいと思います。

○あかま委員長 次に、井上英孝君。

○井上(英)委員 日本維新の会の井上英孝です。

よろしくお願ひいたします。

本日は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案ということで質疑をさせていた

だきますが、私の地元の大阪市を流れる寝屋川流域、大阪府を流れる寝屋川流域は、地盤が河川よりも低い平地であるという特色に加えて、急激な都市化により雨水の流出量が非常に多いということなどもあり、これまでに数々の水害に見舞われており、総合的な浸水被害対策というのが必要な河流域だというふうに言わっています。

先日の参考人質疑の際にもその話をしましたけれども、都市化の進展が著しい寝屋川流域における浸水被害対策の考え方について、今日は井上水管理局長にお越し頂いていますので、お聞きし

たいと思います。

寝屋川の治水安全度の向上を図ることは急務との途絶など、全国に甚大な影響が及ぶことから、そのため、市街化の進展により川幅を広げる等の対策が困難な中でも、実現可能なあらゆる手段を駆使して対策を講じていく必要があり、平成十七年度には寝屋川を特定都市河川に指定して、河川、下水道、流域が一体となつた総合的な治水対策を進めています。

具体的には、大阪府が河道掘削や遊水地、さらには地下河川等の河川整備を行うとともに、国においても、寝屋川が合流する淀川本川の水位を少しでも下げるための対策を進めています。

また、河川への雨水流出を抑制するため、大阪府が河川の外に調節池を整備することに加え、民間企業に対しても、一定規模以上の開発を行なう際の義務として、貯留浸透施設の整備も求めています。

今後、気候変動により豪雨災害の激甚化、頻発化が懸念されることを踏まえると、更なる対策の強化が必要であり、今回の法改正に盛り込んだ民衆に対する法律案ということで質疑をさせていただきましたが、私の地元の大坂市を流れる寝屋川流域、大阪府を流れる寝屋川流域は、地盤が河川よりも低い平地であるという特色に加えて、急激な都市化により雨水の流出量が非常に多いということなどもあり、これまでに数々の水害に見舞われており、総合的な浸水被害対策というのが必要な河流域だというふうに言わっています。

先日の参考人質疑の際にもその話をしましたけれども、都市化の進展が著しい寝屋川流域における浸水被害対策の考え方について、今日は井上水管理局長にお越し頂いていますので、お聞きしたいと思います。

寝屋川流域における浸水被害対策の計画については、聞いたんですけど、河道等の整備だけでは

浸水被害の防止というのは困難であり、流域における流出抑制対策に取り組むことが非常に大事だと。特に、河川管理者が、河道等の整備だけなく、流域で雨水を貯留し流出量を抑制するという整備、これはこの対策法ならではの特色であり、重要な取組であると考えます。

次に、引き続き、寝屋川の重要な治水施設である寝屋川流域調節池の整備の進捗状況について局長にお伺いしたいと思います。

○井上政府参考人 寝屋川は、市街化の進展により川幅を広げる等の対策が難しいところで、公園や駐車場等の地下空間を活用した流域調節池の整備が重要かつ不可欠です。

寝屋川では、河川管理者である大阪府が、貯留量計百八十万立方メートルを目指して流域調節池の整備を進めしており、現在までに二十四か所、約六十一万立方メートルの貯留量を確保しております。また、総延長約二十八キロメートルのうち約二十一キロメートルの区間が完成している地下河川の空間を活用した雨水の貯留を行なっています。

河道整備やこれらの雨水貯留対策を重点的に進めてきた結果、例えば平成三十年七月豪雨では、約二千戸の浸水被害をもたらした平成七年と同規模の降雨を観測ましたが、大幅に浸水被害を軽減することができました。

国としては、今後とも、個別補助事業や五か年加速対策も活用し、大阪府による施設整備を強化する力に支援してまいります。

○井上(英)委員 近年、都市部においては、気候変動の影響でゲリラ豪雨が頻発している、内水氾濫のリスクというのが非常に増大しております。また、都市機能の集積や地下街など土地利用の高度化に伴い、被害の深刻化というのも懸念をされています。

これまでにも内水氾濫への対策として下水道の整備を進めてはいたものの、水害統計によると、過去十年間の全国の水害被害額の約三割に当たる約〇・八兆円、また、全国の浸水棟数の約六割に当たる二十一万棟が内水氾濫によるものといふにされています。依然として全国各地で内水氾濫による浸水被害というのは発生をしています。このため、今まで以上に将来を見据えた下水道による浸水対策を推進することが重要と考えますが、ここでお聞きします。

将来を見据えた下水道による浸水対策についてどのように取り組んでいくつもりか、局長にお伺いしたいと思います。

○井上政府参考人 近年、市街地に降った雨が排除できない内水氾濫が全国各地で頻発しております。このため、今後は、これまで以上に将来を見据えた下水道による浸水対策を推進することが重要と考えますが、ここでお聞きします。

○井上(英)委員 先日、参考人にお越しをいたしましたが、そのときのやり取りでも、気候変動を踏まえたやはり降雨量の増大というものはもう絶対に設定して対応してまいります。

○井上(英)委員 先日、参考人にお越しをいたしましたが、そのときのやり取りでも、気候変動を踏まえたやはり降雨量の増大というものはもう絶対に設定して対応してまいります。

○井上(英)委員 先日、参考人にお越しをいたしましたが、そのときのやり取りでも、気候変動を踏まえたやはり降雨量の増大というものはもう絶対に設定して対応してまいります。

この気候変動を踏まえた降雨量の増大にしっかりとおっしゃっておられて、それはないにこしたことはない、雨が増えないことは本当はありがたいんですけども、余り増え過ぎるということ是非常に心配な要因の一つでありますけれども、この気候変動を踏まえた降雨量の増大にしっかりと備えるためには、河川管理者や下水道管理者等による対策の強化に加えて、流域関係者による協力をとる必要があります。これが必要不可欠ではないかというふうに思っています。

このような取組の一つとして、利水ダムによる事前放流の更なる推進ということがあります。事前放流を効率的・効果的なものとしていくために、電力会社などの利水関係者に積極的に協力いたがるような環境整備というのを始め、必要な取組というのが必要だというふうに思いますが、そこでお聞きをしたいと思います。

利水ダムの事前放流の取組を更に進めていくためにはどのように取り組んでいかれるのがいいか、お答えいただきたいと思います。

○井上政府参考人 ダムの事前放流については、水系ごとに河川管理者と利水ダム管理者等との協議の場を設置し、治水協定に合意して実施しています。

事前放流を行った後、貯水位が回復しないことに起因して、利水者に追加的な負担が生じた場合に備え、国土交通省では、これまでに、一級河川において、国による損失補填制度を設けているほか、二級河川等でも、令和三年度より、都道府県が損失補填を行う場合、これに要する経費について、特別交付税が措置されることになりました。

今後、更に、利水ダムにおける事前放流の取組をより効果的かつ継続的に進めていけるよう、事前放流に必要なダムの機能の保持、強化を目的とした国からの支援の在り方について、関係省庁と連携を図りながら検討してまいります。

例えは、事前放流で確保した容量を活用して、下流の水位を最も低下させることができるように、多目的ダムや利水ダムの操作方法の見直しを検討していきたいと考えていますが、その際、多目的ダムの場合は、利水者に積極的に御協力いただけますように思います。しっかりと流域関係者と一緒に発電に活用するなど、ダムの運用改善の検討も進めてまいります。

○井上(英)委員 ありがとうございます。

本当に、事前放流というのも非常に大事かなといふうに思います。しっかりと、流域関係者といふうに思いますが、当然、お住まいの住民の皆様方に安全に

していただき、そして、無駄といいますか、そういったものが発生しないように気をつけていただき、しっかりと災害についての対策というのを備えていただけたらというふうに思います。

次に、流域で今度は水をためる取組についてもお伺いをしたいと思いますが、流域関係者でこれも協力して進めていく必要があるというふうに思っています。

この水をためる対策として、公園や学校の校庭などを活用する公共団体の取組に加えて、大都市部においては、民間事業者による商業施設等の雨水貯留浸透施設の整備についても耳にする機会が増えましたけれども、改正案において、民間事業者等が設置する雨水貯留浸透施設の整備計画の認定制度というのが創設をされます。

このことについてお伺いしたいと思いますが、雨水貯留浸透施設を民間事業者が整備することにが発生するのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○井上政府参考人 雨水貯留浸透対策は、これまで地方公共団体が中心に行なってきましたが、民間企業などにも実施主体を広げることで、河川への流出がより抑制されるとともに、雨水貯留浸透機能を併せ持った商業施設等が整備されれば、地域活性化の効果も期待されます。

一方、民間企業にとっても、雨水貯留浸透施設を受けた建築物を整備することが可能になるなど、メリットがあります。

このことから、本法案の施行により、民間企業等の雨水貯留浸透施設の整備は、行政側にも民間側にもメリットがあることになります。

○井上(英)委員 是非、水をためる取組として、緑地の有する機能というのをうまく利用していくべきだとだけたらというふうに思います。

災害防止の観点から、緑地などのオープンベースというのは、これまで一時的な避難場所としての役割を主に担っていました。

一方で、これに加えて、緑地の持つ雨水の貯留機能というのに着目をして、豪雨対策に資するグリーンインフラとして緑地の保全を積極的に進めているという自治体も見られるようになっています。

今後ますます水災害の激甚化、頻発化というのが懸念される中、このような取組を全国に広げていくことが必要不可欠だというふうに考えます

が、ここでお伺いをしたいと思いますが、今度は榎本市長にお伺いをしたいと思います。

榎本市長にお伺いをしたいと思いますが、これまで水害被災の軽減に資する都市部の緑地の保全についてどのようにお考えか、お聞かせいただけますでしょうか。

○神戸市参考人 お答えを申し上げます。

委員御指摘のとおり、例えば、クヌギ、コナラなどの落葉広葉樹林は、落ち葉の分解によって形成された土壤がスポンジのように雨水を蓄え、地中に浸透させる能力が高いと言われております。

このため、本法案では、緑地の有するこのようないくことなどが想定されるというか、そ

うなる可能性もあるということです。國としてどのような対策を講じるおつもりか、井上局長にお伺いしたいと思います。

○井上政府参考人 浸水被害防止区域は、浸水被害が頻発する危険な土地に住宅や要配慮者施設の一定の制限を課すことになりますから、土地所有者等の理解を得るというのは容易ではないのかなというふうに思います。

そこでお聞きをしますが、区域指定が思うように進まないということが想定されるというか、そ

うなる可能性もあるということです。國としてどのような対策を講じるおつもりか、井上局長にお伺いしたいと思います。

○井上政府参考人 浸水被害防止区域は、浸水被害が頻発する危険な土地に住宅や要配慮者施設の建築等を行う際に、かさ上げ等の措置を求めるものであり、土地所有者等の御理解をいただくことが重要です。このため、本法案においては、知事が区域を指定する際、土地所有者や市町村長等から意見を聴取し、地域の意向を十分に把握する仕組みとしています。

また、今回の法改正に合わせて令和三年度より、流域水害対策計画などに位置づけられた雨水貯留浸透機能を有する緑地について、その保全を図るために必要な施設の整備について、予算面で重点的に支援することとしております。

さらに、特別緑地保全地区に指定された場合、税制面でも、相続税や固定資産税が軽減されるこ

上、税制上の支援措置について周知を図り、都市部の緑地がグリーンインフラとして積極的に活用されますよう、しっかりと取り組んでまいります。

○井上(英)委員 都市局長、ありがとうございました。

本当に、そのグリーンインフラを、これも効率よく使えるように、是非お願いをしたいというふうに思います。

特定都市河川流域において、洪水又は雨水出水による浸水等で住民などに著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域を浸水被害防止区域として指定し、分譲住宅や要配慮者施設のための開発行為などが許可制とされています。

浸水被害防止区域の指定は、土地利用に対してある一定の制限を課すことになりますから、土地所有者等の理解を得るというのは容易ではないのかなというふうに思います。

そこでお聞きをしますが、区域指定が思うように進まないということが想定されるというか、そ

うなる可能性もあるということです。國としてどのような対策を講じるおつもりか、井上局長にお伺いしたいと思います。

○井上政府参考人 浸水被害防止区域は、浸水被害が頻発する危険な土地に住宅や要配慮者施設の建築等を行う際に、かさ上げ等の措置を求めるものであり、土地所有者等の御理解をいただくことが重要です。このため、本法案においては、知事が区域を指定する際、土地所有者や市町村長等から意見を聴取し、地域の意向を十分に把握する仕組みとしています。

また、実際の運用に当たつても、流域水害対策協議会などを通じて、想定される浸水深や頻度など、土地ごとの水害リスクを専門的、客観的データによつてお示しし、住民等の命を守るために区域指定をして、かさ上げ等の安全措置が必要であることについて、土地所有者等に御理解いただ

○井上(英)委員

局長、ありがとうございます。自然災害が激甚化、頻発化する中、災害リスクの高いエリアから安全なエリアへの移転を進めるということも対策の一つとして非常に重要なかとうふつに思います。

今回の法案では、移転を促進する一環として、防災集団移転促進事業の拡充というのが盛り込まれています。

この事業は、東日本大震災で三万七千戸の移転に活用されるなど豊富な実績がある中で、中小規模の市町村にとっては、事業の実施体制を構築するということが難しいといったような課題もあるというふうにお聞きをしています。

そこでお伺いをいたしますが、都道府県は、市町村の申出に基づいて、防災集団移転促進事業の実施が可能であります。改正案は市町村の支援につながる一方で、計画策定までも都道府県が担うということによって市町村の意向が反映されにくくなるおそれがあるのでないかと危惧されます。国土交通省の見解を都市局長にお聞きしたいと思います。

○神政府参考人 都道府県が市町村に代わって防

災集団移転促進事業に係る事業計画を策定する場合の市町村の意向の反映についてお尋ねをいただ

きました。

都道府県は、市町村からの申出を受けて初めて、当該市町村に代わって防災集団移転促進事業に係る事業計画を定めることができるようになります。市町村が申出を行う際には、市町村の意向等について都道府県に十分お伝えをいただきまして、都道府県もまた市町村の意見を尊重しながら事業計画を策定することが重要であると考えております。

また、都道府県が事業計画を定める場合には、あらかじめ国土交通大臣に協議し、その同意を得る必要がありますがございますが、その際には、都道府県は当該事業計画について、あらかじめ関係市町村の意見を聞くこととされています。

国土交通省といたしましては、都道府県からの事業計画の協議があつた場合には、市町村からど

のようないいふうに思っています。必要なお話を伺うなど、適切に対処してまいります。

是非よろしくお願ひをしたいと

いうふうに思っています。いずれにしても、都道府県とか市町村の意向といふうのが反映されないことがないように、くれぐれもよろしくお願いをしたいと思います。

このままに伺うに思っています。

被害というのが発生しています。ここまでに伺つたような、流域関係者と連携して行う取組やまちづくりとの連携というのをしっかりと講じていた

被害というものが発生しています。ここまでの早期復旧のため、TEC-FORCEなどを始めとした国による自治体の支援の取組というのが必要だというふうに思います。

TEC-FORCEは、緊急災害対策派遣隊と

いうものの通称名であります。自然災害などが発生したときに、被災自治体に向けて技術的な支援を行う部隊であります。

地震や台風などで被害が大規模になると、自治

体職員だけで対応するというのには困難な場合があ

る。このようなときに、自治体からの要請によつて派遣をして、被害の場所や規模の調査、大雨で浸水したエリアの排水、通行止めとなつた道路の応急復旧などを行います。さらに、二次災害を防止する措置のアドバイスや、被災した建築物の危

険度判定なども行います。また、停電している自

治体戸舎に照明車を派遣して、夜間の明かりを提供するようなこともしているということでありま

す。

その隊員は、各地方整備局の職員を中心に、地

方運輸局、気象庁、研究機関、地方航空局、国土

地理院など、国土交通省の様々な機関の職員で構成していて、災害の規模に応じて全国から被災地に出動するというような派遣隊であります。

被災した場合の早期復旧に向けて、今回の法改

○井上政府参考人

被災した施設の早期復旧は、地域の復旧復興のため必要不可欠であります。近年、気候変動の影響によって激甚な豪雨災害が頻発する一方で、市町村によつては技術系職員が減少し、災害復旧のノウハウの不足のため、被災施設の早期復旧が困難となっております。

こうした被災自治体の復旧を支援するため、國土交通省では、被災直後の応急対応の段階からTEC-FORCEを現地に派遣し、自治体管理施設の被害状況調査を行つとともに、本省災害査定官を現地に派遣し、応急措置や復旧方針立案を迅速に行つたための技術的助言を行つています。

また、災害復旧事業に入る段階においても、災害査定の事務手続の効率化により、自治体の手続負担の軽減も図つています。

これらの自治体支援に加え、高度な技術又は機械力を使用して実施することが適当な工事については、今回の法案により、市町村管理河川の工事についても、また堆積土砂等の撤去についても国の権限代行が可能となることから、こうした方法も活用して早期復旧を強力に支援してまいります。

被災した方々に一日でも早く元の暮らしを取り戻していただけるよう、今後とも自治体支援の取組を積極的に進めてまいります。

○井上(英)委員 是非よろしくお願ひをしたいと

思います。

時間がもうあと五分ですので、最後に二問ほど、あと聞きたいと思いますが、国民の命を守るために、何といっても、逃げるといいますか、これがやはり一番大事なのかなというふうに思

います。

そのためにも、國民が、身の回りの水害リスク

というのを知ることができ、いざというときの避難場所や避難経路を確認するということのでき

るハザードマップ、今までにも様々議論が出てき

ただと思いますけれども、やはりハザードマップと

いうのはとても重要だというふうに考えます。今回の法案で、ハザードマップの作成対象を拡

○井上政府参考人

被災した施設の早期復旧は、地域の復旧復興のため必要不可欠であります。また、デジタルデータをしっかりと活用してといふうに思っています。注文も入れさせていただきましたけれども、国としてもしっかりと自治体を支援して、この取組というのを強力に支援をしていただく必要があると

いうふうに考えます。

はちよつと、行政用語といいますか、例えば異常洪水時防災操作とは何なのか、多分皆さん分からないと思いますが、これは、ダムが満杯になつたときに流れ込む量を通過させることを指すということになります。

また、防災用語が難しいことがあります。これは、ある場合などに使われる氾濫危険水位は、違ひを区別しにくいと思います。やはり、住民が分かるような整理というのをする必要があると思いますが、井上局長の見解をお伺いしたいと思います。

○井上政府参考人 ハザードマップ等のリスク情

報や災害時に発表される防災情報は、住民等に理解いただき、実際の行動に活用される必要があります。

このため、ハザードマップについては、平時から地域のリスクを知り、自らの命を守る行動のた

めに活用していくとともに、治水施設の整備の進捗に応じて浸水頻度がどのように変化するかを示した水害リスク情報を新たに作成し、居住場所の選択に生かせるようにしてまいります。

災害時に発表される防災情報については、用いられる用語の意味が直接分からなくても、災害の切迫性と必要な行動が情報の受け手である住民に伝わるよう工夫を取り組んでおり、例えば河川の水位の情報は、切迫度に応じ五段階に整理した上で、レベルを付した形で発表することとしております。

また、御指摘の、異常洪水時防災操作といったなじみのない用語を使用する場合、危険を強く訴える必要がある際は緊急放流という語も用いるなど、情報の利用者である住民本位の観点から、情報を探えていたいただくメディアとも連携して、見直しを図っているところです。

引き続き、住民の皆様の円滑な避難に資するため、住民の立場に立った分かりやすい情報への改善を、デジタル技術も活用して進めてまいります。

○井上(英)委員

局長、よろしくお願いします。

本当に今おっしゃるとおりで、そういう緊急放流と言つていただいたらひんときやすいといいますが、その辺も是非、考えていただいていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後に、この今回の法改正を踏まえ、今後、ハザードマップ作成、周知というのをどのように進めていくつもりか、国交大臣にお伺いをしたいと思います。

○赤羽國務大臣

ハードの整備とともに、ソフトの対策というのが非常に大事だと思います。

また、夜半に大雨が降つて、緊急状況が出来て、避難所に行くというのも、高齢者の皆さんのがそのまま避難所に行くこと自体が大変なことで、なかなか腰が上がらない、ですから避難が遅れてしまふということを回避するために、日頃から、住まわれている地域とその周辺の危険度の度合いというか、をよく理解して

もららう。それで、でき得れば、やはり地域地域の防災組織みたいなのが活性化していく。神戸には、阪神・淡路大震災の後、防災福祉センターには、阪神・淡路大震災の後、防災福祉センターの選択に生かせるようにしてまいります。

災害時に発表される防災情報については、用いられる用語の意味が直接分からなくても、災害の切迫性と必要な行動が情報の受け手である住民に伝わるよう工夫を取り組んでおり、例えば河川の水位の情報は、切迫度に応じ五段階に整理した上で、レベルを付した形で発表することとしております。

また、御指摘の、異常洪水時防災操作といったなじみのない用語を使用する場合、危険を強く訴える必要がある際は緊急放流という語も用いるなど、情報の利用者である住民本位の観点から、情報を探えていたいただくメディアとも連携して、見直しを図っているところです。

引き続き、住民の皆様の円滑な避難に資するため、住民の立場に立った分かりやすい情報への改善を、デジタル技術も活用して進めてまいります。

○井上(英)委員

局長、よろしくお願いします。

本当に今おっしゃるとおりで、そういう緊急放流と言つていただいたらひんときやすいといいますが、その辺も是非、考えていただいていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後に、この今回の法改正を踏まえ、今後、ハザードマップ作成、周知というのをどのように進めていくつもりか、国交大臣にお伺いをしたいと思います。

○赤羽國務大臣

ハードの整備とともに、ソフトの対策というのが非常に大事だと思います。

また、夜半に大雨が降つて、緊急状況が出来て、避難所に行くというのも、高齢者の皆さんのがそのまま避難所に行くこと自体が大変なことで、なかなか腰が上がらない、ですから避難が遅れてしまふということを回避するために、日頃から、住まわれている地域とその周辺の危険度の度合いというか、をよく理解して

行ってくれという話で、現地に赴きましたが、その状況を自分の目で見て、また、被害に遭った地元の皆さんやいろいろな関係者から当時お話を伺いました。まずは、そのときの私自身の体験から質問したいと思っています。

実際に越水が起きたのは、台風が直撃している

ところよりも、ちょっと去つてからだつたんです。急激に庄内川の水が増水して堤防を越えると、庄内川の上流部、岐阜県の多治見だと、あの辺りの降つた多量の雨が一気に下つて下流に来た、そのためだというふうに言われていました。

その背景には、当時いろいろな関係者の方の話を聞いてみると、昔は多治見の辺りとか、こっちの上流部というのは本当に山が青くてとうとうそこだつたんですが、ここのこと、名古屋のベッドタウンとしてすごく宅地開発されていた。よく、名古屋市の市役所の職員の最も多いのが岐阜県の可児市だとかいう話をもあるくらい、かなり岐阜県の方から通つてきている。そういう、べつど

タウン化して、それまで山林だったところが開発が進んで、上流域の、それまでだつたら山林だったから雨水とかなんかも取りあえずまず保水して徐々に出てくるというのが、一気に下流に流れてきた、そういう影響もあつたんじゃないかというふうに当時言われていました。

河川の下流域でのこうした災害を防ぐために、上流域の開発規制とか、あるいは山林の保護、涵養など、やはり河川の上流域の在り方が極めて重要な要素になつてくるんだと思います。

流域治水というの、まさにそうした視点に立つた治水の在り方だと思いますが、今回の改正によって、こうした河川上流域の、これは総合的

に行つてくれという話で、現地に赴きましたが、その状況を自分の目で見て、また、被害に遭つた地元の皆さんやいろいろな関係者から当時お話を伺いました。まずは、そのときの私自身の体験から質問したいと思っています。

実際に越水が起きたのは、台風が直撃している

ところよりも、ちょっと去つてからだつたんです。急激に庄内川の水が増水して堤防を越えると、庄内川の上流部、岐阜県の多治見だと、あの辺りの降つた多量の雨が一気に下つて下流に来た、そのためだというふうに言われていました。

その背景には、当時いろいろな関係者の方の話を聞いてみると、昔は多治見の辺りとか、こっちの上流部というのは本当に山が青くてとうとうそこだつたんですが、ここのこと、名古屋のベッドタウンとしてすごく宅地開発されていた。よく、名古屋市の市役所の職員の最も多いのが岐阜県の可児市だとかいう話をもあるくらい、かなり岐

阜県の方から通つてきている。そういう、べつど

タウン化して、それまで山林だったところが開発が進んで、上流域の、それまでだつたら山林だったから雨水とかなんかも取りあえずまず保水して徐々に出てくるというのが、一気に下流に流れてきた、そういう影響もあつたんじゃないかというふうに当時言われていました。

河川の下流域でのこうした災害を防ぐために、上流域の開発規制とか、あるいは山林の保

護、涵養など、やはり河川の上流域の在り方が極めて重要な要素になつてくるんだと思います。

流域治水というの、まさにそうした視点に立つた治水の在り方だと思いますが、今回の改正

に行つてくれという話で、現地に赴きましたが、その状況を自分の目で見て、また、被害に遭つた地元の皆さんやいろいろな関係者から当時お話を伺いました。まずは、そのときの私自身の体験から質問したいと思っています。

実際に越水が起きたのは、台風が直撃している

ところよりも、ちょっと去つてからだつたんです。急激に庄内川の水が増水して堤防を越えると、庄内川の上流部、岐阜県の多治見だと、あの辺りの降つた多量の雨が一気に下つて下流に来た、そのためだというふうに言われていました。

その背景には、当時いろいろな関係者の方の話を聞いてみると、昔は多治見の辺りとか、こっちの上流部というのは本当に山が青くてとうとうそこだつたんですが、ここのこと、名古屋のベッドタウンとしてすごく宅地開発されていた。よく、名古屋市の市役所の職員の最も多いのが岐阜県の可児市だとかいう話をもあるくらい、かなり岐

阜県の方から通つてきている。そういう、べつど

タウン化して、それまで山林だったところが開発が進んで、上流域の、それまでだつたら山林だったから雨水とかなんかも取りあえずまず保水して徐々に出てくるというのが、一気に下流に流れてきた、そういう影響もあつたんじゃないかというふうに当時言われていました。

河川の下流域でのこうした災害を防ぐために、上流域の開発規制とか、あるいは山林の保

護、涵養など、やはり河川の上流域の在り方が極めて重要な要素になつてくるんだと思います。

流域治水というの、まさにそうした視点に立つた治水の在り方だと思いますが、今回の改正

に行つてくれという話で、現地に赴きましたが、その状況を自分の目で見て、また、被害に遭つた地元の皆さんやいろいろな関係者から当時お話を伺いました。まずは、そのときの私自身の体験から質問したいと思っています。

実際に越水が起きたのは、台風が直撃している

ところよりも、ちょっと去つてからだつたんです。急激に庄内川の水が増水して堤防を越えると、庄内川の上流部、岐阜県の多治見だと、あの辺りの降つた多量の雨が一気に下つて下流に来た、そのためだというふうに言われていました。

その背景には、当時いろいろな関係者の方の話を聞いてみると、昔は多治見の辺りとか、こっちの上流部というのは本当に山が青くてとうとうそこだつたんですが、ここのこと、名古屋のベッドタウンとしてすごく宅地開発されていた。よく、名古屋市の市役所の職員の最も多いのが岐阜県の可児市だとかいう話をもあるくらい、かなり岐

阜県の方から通つてきている。そういう、べつど

で対応して水害に強い地域にしていくのか、この

ところについて国交省としてのお考えをお聞かせください。

○井上政府参考人 既に開発された市街地の浸水被害を防ぐためには、あらゆる関係者が協働した流域治水というのを進めることが重要です。

三つの柱がありますが、一つは、まず、リスクの高い地域をこれよりもリスクを減らすということで、河道掘削とか河川整備・雨水貯留対策等を組み合わせた治水対策を加速化していきますし、上流域でまだ、先ほど先生がおっしゃったようなアシ原みたいなのがあるところについては、このまま維持保全するような形で進めていきたいと思っております。

それから、浸水被害が多いところにつきましては、委員が御指摘いただいたような浸水被害の防止区域の指定を行うということも進めて、こういう実際には、かさ上げ等の措置が行われるように進めていきたいと考えております。

さらには、被害を受けるということも前提とした上で、タイムライン等の作成による避難体制の強化も図っていきたいと考えております。また、本法案においては、災害時の避難場所や医療施設などが一体となった避難拠点を都市計画に位置づけ、その計画的な整備を図ることも考えております。

これらの様々な対策を地域の実情に組み合わせ、国、都道府県、市町村等が連携し、まちづくりと一緒になった治水対策を推進してまいります。

○古川(元)委員 実際に人が住んでいるところについては、そう簡単に動かすわけにもいかないと思います。でも、やはり、いつ何とき、また被害に遭うかも分からぬ。そういう意味では、ハード面の整備はもちろんなんですが、やはりソフト面、危ないときは早く避難してもらうとか、そして、避難がちゃんとできる場所とかをきちんと確保しておくこと。

私の地元なんか、ハザードマップで最大の場合には五メートル以上浸水するなんというところでも、近くにそういう高い建物がないんですね。やはりそういうところにはちゃんとそういう建物をつくるとか、あるいは、ここは避難できますよというのをきちんと明示して周知するとか、やはりソフト面にやはり力を入れていただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、当時も内水氾濫がかなり起きたんですが、その理由の一つは、庄内川の水位が上がつて、庄内川からの逆流を防ぐために樋門を閉じた、そのことによって、相当な雨が結局庄内川に排出できないものですから、内水氾濫が起きたということになりました。

今回の法改正によって、こういう、樋門を閉じて、結局それで行く先がない水、それによって起きるような内水氾濫、そういう被害をどのようにして防いでいくつもりで考えていらっしゃるんでしようか。

○井上政府参考人 今回の法改正では、周辺地域に住宅等がある下水道について、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の策定を義務づけることとしており、また、下水道管内の水位や樋門の開閉状況等を住民に提供することで、住民の円滑かつ確実な避難が促進される、こういったソフト対策を考えております。

さらに、下水道の樋門等の操作規則を義務づけることとしており、これにより樋門の開閉が的確にかつ確実に実施され、内水氾濫の被害軽減につながるものと考えております。

あわせて、樋門を閉鎖した際に排水できなくななる内水への対応として、雨水貯留施設の整備や、内水を強制的に排水するための移動式排水ポンプの配置などが効果的であり、国土交通省としている水防団は、地域の安全の確保に重要な役割を担っております。

書被害に遭った志段味地区なんですね。これはまだ区画整理中で、実は名古屋市内でも、まだ一部下水が通っていないところもあつたりするんですね。ですから、そういうリスクがあるところは、是非国交省として、国としても、やはり優先的にそういう下水整備とか、様々今局長が言われたような整備を推進をしていただきたいことを、是非強くお願いしたいというふうに思いました。

次に、当時のときもそうだったんだけれども、どこでもそうなんですが、何かやはりこういう災害がありますと、まず真っ先に出ていて地域の皆さんのために汗をかいているのは、私の地元でいえば消防団です。消防団のところもあると思うのですが、本当にこの消防団の皆さん方の対応といえれば消防団です。消防団のところもあると思うのは、いつも私も頭が下がる思いであります。

ただ、私の地元でも、高齢化が進んで、なかなか団員のなり手がない。大体、やはり消防団をやっている方というのは、自分で商売をやっている人とか、そういう人が多いんですけど、そもそもそういう商売人が減っちゃって、サラリーマンばかりになつたりすると、ふだん地域にないでの、何かあったときも助けられない。そういうこともあって、高齢化とか、そういう職業の変化とか、そういうこともあります。団員確保が非常に困難というふうになつてきている状況にあります。

今後、日本全体で人口減少が進んでいく、高齢化もますます進んでいく、こういう状況を考えますと、このままだと本当に消防団や水防団の存続自体が危うくなつてくるんじゃないかなというふうに私は危惧をいたしております。こうした状況をどのようにして改善していくつもりか、考えているか、教えていただきたいと思います。

○井上政府参考人 水防の最前線の活動を支えておられる水防団は、地域の安全の確保に重要な役割を担っております。

一方で、全国の水防団員は、委員御指摘の通り、人口減少、高齢化や、平日参集が困難なサラリーマン化の影響で年々減少しており、平成三十一年四月現在では、三十年前と比較して約二割減の約八十四万人となっています。

このため、国土交通省では、水防活動の担い手確保を図るため、表彰制度による団員の士気向上と社会的な地位向上、退職報償金制度による団員の待遇改善、企業、NPO等の水防協力団体への指定、水防活動の重要性等のPRによる普及啓発等に取り組んでいます。

また、水防団の円滑かつ安全な活動を支えるため、水防工法の技術伝承や水位予測情報の提供、ライフジャケットや無線通信機器の安全装備に関する防災・安全交付金による支援等の取組を進めています。

国交省としては、地域防災の要となる水防団の活動の持続発展に向けた取組を進めてまいります。

○古川(元)委員 大臣、ちょっと通告してしませんけれども、大臣のお地元でも消防団とか、水防団もあるかもしれません、やはり結構、本当にみんな、人が集まらない、高齢化しているというふう、かなり本当に危機的な状況だと思います。

ですから、大臣、総務大臣とも、政府として、こういう消防団とか水防団、本当にこのところがしつかりないと、もちろん行政が入ってくる。どうしても、まず最初はその地域にいる人たち、やはりそこが防災の一番のまず端緒になるわけで、ですから、是非そうしたところは大臣も、国交大臣としてだけじゃなくて、政府の一員として、そしてまた、地元でもそういう方々からお話を聞いていると思います。

今言われたようないろいろな策をやっているんですけれども、なかなか進んでいないんです、それをやつても。だからもうちょっと、やはり何かもっと画期的なことを考えないといけないんじやないかなと思いますから、是非この点は大臣においてもちょっと知恵を出していただいて、みんな

がもっとと消防団になりたいなとか、何かそれこそ、こういう消防団とか水防団とかドラマでもやつて、キムタクあたりが何かやつたりすると、みんなそなりたくなる。やはりそういう消防団員になりたい、水防団員になりたい、そういう状況をつくるのに、もつといろいろ知恵を出してもらいたいと思うんですが、大臣の意気込みといいますか、思いというものをちょっとと一言聞かせていただけますか。

○赤羽國務大臣 私の選挙区の中でも地域性で全然違いまして、いわゆる農村地域では消防団員に入らないとつき合いかがないとか、父親等の、代々のつながりでやらざるを得ないような地域もあるは、やはや住宅地域では、もうほとんど形骸化というよりも、なくなっているところも少なくない。

これはまさに深刻な状況でありますので、いい

知恵はないんですけども、今ある消防団をしっかりとサポート、これまでも総務省にお願いをしながら費用の面ですとか様々なことをやらせていただきましたが、そうしたことは続けながら、そこを核に、プラス、いわゆる普通のサラリーマン、農村部の中にある住宅地の人たちと一緒にになって活動できるような仕掛けもやりながら、個々人のやはり防災意識を向上していくといふことも、何というか、二つのレールで進めていかないと、今の消防団を何とか維持というのは相当無理があるんじゃないかという部分もありながら知恵を出していかなければいけない、これは政府の問題として共有していくこうというふうに思います。

○古川(元)委員 私も、地域を代表する政治家の一人としていろいろ考えていくたいと思いますし、是非みんなで、やはり地域の防災を支えていける要、消防団、水防団を応援して、維持できるよう努めていきたいと思います。

次は、流域治水プロジェクトについて、これも

私の地元であります庄内川水系の流域治水プロ

ジェクトを例にして、ちょっとお伺いしたいと思

います。

先月、庄内川流域治水協議会が開催されて、庄

内川水系流域治水プロジェクトが取りまとめられました。先日、ちょっとと国交省の方に、その取りまとめを教えてほしいというふうにお願いしまし

たら、私はこの紙一枚、これが取りまとめです

といって、持つてこられました。

何か、私は報告書みたいなものはあるのかな

して、その中身を見ますと、参加の機関が今後実施する予定の対策をずらづらずらつと並べてい

ますね、これだけだと、ロードマップというの

もあるんですが、これは短期、中期、中長期とい

うふうにあるんですけれども、多くのものが短期から中期、中長期までずっと横に一線になつていて、ずっとやるということで、何か優先度合い

もあるんですけど、余りここから見るとよく分からぬし」というふうにあります。

この取りまとめで、これは庄内川の例ですけれども、余りここから見るとよく分からぬし」というふうにあります。ですから、これだけ見る

と、何がどう具体的にどのタイミングで進んでいくのかというのが余り見えない取りまとめだった

んです、私の見た目には。

この取りまとめで、これは庄内川の例ですけれども、ほかのところでも、大体、ほぼ最近までに流域治水プロジェクトを取りまとめられていました

だと思うんですけども、この取りまとめで今後

の治水の在り方がこれまでとどのように変わつてくるのか、教えていただけますか。

○井上政府参考人 流域治水プロジェクトと

以前は、国や県などの管理主体が持つ計画や工程に基づき、各主体ごとにそれぞれ実施しておりました。これを、この三月三十日には全体を取りまとめてこのような形で見せることにして、対策ごとの役割分担、責任ということを明確にしたわけです。

○古川(元)委員 分かりました。

では、そうすると、今後は誰が責任者となつて、今後のこの取りまとめの具体化をするととかあるいは進捗管理、これを行っていくことになるんですか。

○赤羽國務大臣 先ほども同じ質問にお答えした

とおり、当初からこの協議会には地元の企業です

とか地域住民も含めて参加をしていただくとい

うことは答えておりますし、今回、その庄内川のプ

ロジェクトに入つていなかつたというのは大変失

礼いたしましたが、地域ではそれぞれ防災活動を

組織されながら頑張つていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいますので、そうした方の、地元の

特性の知恵というか知見をしつかり生かしていく

ことが大事だと思っておりますので、それはしつ

かり促進していただきたい、こう思つております。

○古川(元)委員 ありがとうございます。是非、

地域住民の皆さんのが声も反映される形で治水を進

めていつていただきたいと思います。

○古川(元)委員 ありがとうございます。是非、

集団移転促進事業について少しお伺いしたいと思

います。

私は、事前防災の手段としてこの集団移転促進

事業というのはもつと活用されてしかるべきじや

ないかなと思うんですけども、東日本大震災の

被災地も、実は、あの辺の地域のことというの

は、日本の将来像を先取りしたような形で、た

ありません。今後は、それぞれの対策の効果が各地域にどういうふうに裨益するのかとか影響を与えるのかというのを見せていく、もう少し全体の流域を俯瞰しながらも、個別の地域でその影響がどう出るのかとか、いろいろな工夫はしていきました。

いつリスクの情報があると、またいろいろな対策が進んでいくといふうに考えてもらつて、これで終わりではなくて、これから、たたき台にしながら、先生のような御意見もいただきながら充実させていきたいと思います。

今後のこの法の適用でいろいろなことができるいくと、そのぐらいの幅も広げていけるし、そう

流域を俯瞰しながらも、個別の地域の区政協力委員長さんたちと一緒に、中部地方整備局長のところに地域住民の皆さんのお話を伝えに行つたことがありますけれども、やはり治水を行つて、そのためには地域住民の協力が不可欠であつて、

今回のこのプロジェクトの参加の機関の中を見てたことがありますけれども、その中には地域住民の代表が入つていなかつたんですね。

こういうことをやるのであれば、地域住民の代表がいるわけですね。そこで、地域住民の皆さんがどういうことを希望があるのかとか声があるのか、やはりそういうことも聞くようしていくべきじゃないかと思います。

○古川(元)委員 分かりました。

では、そうすると、今後は誰が責任者となつて、今後のこの取りまとめの具體化をするととかあるいは進捗管理、これを行っていくことになるんですか。

○井上政府参考人 この流域治水プロジェクトといふのは、流域の関係するいろいろな部局が集まって策定するものですので、その協議会といふ中でかかっていますので、全体の中身については、協議会の中でのアウトプットになりますが、当然、事務局、旗振り役というのが必要でござります。それは各流域の河川管理者、庄内川であれば国土交通省の中部地方整備局が事務局、旗振り役になつて、このプロジェクトの進捗管理、見え

る化、いろいろなことについて関係機関と協力しながらやつていただきたいと考えております。

○古川(元)委員 かなり関係者も多いので、これだけ見ると、とにかく、ただ単に定期的にそれぞれこれをやつておきたいと考えております。

○古川(元)委員 ながらやつておきたいと考へております。

○古川(元)委員 ながらやつておきたいと考へております。

○古川(元)委員 ながらやつておきたいと考へております。

○古川(元)委員 ながらやつておきたいと考へております。

○古川(元)委員 ながらやつておきたいと考へております。

私は、事前防災の手段としてこの集団移転促進事業といふのはもつと活用されてしかるべきじやないかなと思うんですけども、東日本大震災の被災地も、実は、あの辺の地域のことというのは、日本の将来像を先取りしたような形で、た

だ、私もあの当時は政権の側にいましたけれども、そこを先取りして、やはり一つのモデル地区にしようというような形で集団移転促進事業なんかもやりました。

それによって造られた住宅団地というのがあるんですが、ちょうど今年は東日本大震災から十年ですけれども、せっかく団地ができたけれども、

住民が戻つてこないと、から空きになつて、そういうような未利用の区画が幾つも見ら
れる、そんなような事例も見受けられるようであ
ります。こういうことが生じた原因、これをどの
ようと考えておられますか。

東日本大震災の被災地で実施されました防災集団移転促進事業におきましては、移転先となる住宅団地を三百二十四地区、一万二千五百戸整備いたしまして、このうち約三百戸、二・四%が未利活用区画として発生をしてございます。

その原因でござりますが、老朽化等の時間が至る

○古川(元委員) ありがとうございます。
大きな原因であると考えております。
する中で、被災者のライフスタイルが変化し、居住に対する意向が変わつていつたということが多い傾向でござります。

今、局長の話を聞くと、やはり、発災から時間がたって、災害が起きてから、こういうふうになつたから、では、集団移転しましようかとなると、時間がかかるうちに、もう戻つてこない、そういうことが多いんだと思うんですね。

使われないとか、あるいは、そもそも、やはりそうした災害が危ない地域で、リスクの高い地域で災害が起きた場合には人的、物的被害が起きるわけですから、その発生を事前に回避するという意味でも、できる限り、災害が起きる前に、事前防災手段として、リスクの高いところから集団移転促進事業を進めていくことが大変重要じゃやないかと思いますが、大臣の御認識はいかがですか。

十七年に制度を創設されましたが、これまで六十二の市町村で約三万九千戸の住宅の移転が活用されました。が、全て災害を契機にした災害後でございまして、事前は一つも実現しておりません。これは、なかなか、危険だと言われていても、憲法で保障されている居住の自由というところもありますし、やはりどこまでいっても、その地域の方々が自発的にここはやはり危ないということで移転するという方が、どれだけ希望された方が集まるかということだと思います。

ですから、私たちには、今回の法改正で、その対象の戸数を、この前十戸以上と言っていたものを五戸以上にするとか、危険地域も少し対象を広げるとか、より使いやすい制度にするというのを今回法改正で入れさせていただきましたが、言つてみれば、もちろん我々の思いは、危ないところに住んでほしくない、それは被害を最小化するというのではなくなりなんですが、なかなか、もう既に住まれたところについての規制というのは、現状を申し上げれば、特別養護老人ホームでとか、そうしたところについては開発、建築規制をかけるのが現状精いっぱいで、今後の検討事案なのではないかというふうに思うところなどがございます。

○古川(元)委員 大臣がおっしゃることはよく分かることなんですよ。ただ、さつきの東日本大震災のをよくよく考えてみると、元々、あの震災前から東北地方は既に人口が減少を始めている。今、日本が直面しているのは、これから直面するのは、やはり急速な人口減少なんですね。特に地方においては、人口減少が進んでいる。そういう中で、災害が起きた、それから後となつちやうと、もうそれをきっかけに離れちゃうという、今、東北の大震災の後に起きているようなことが、やはりあちこちで起きてしまうんじやないかと思うんですね。ですから、やはりそういう大臣の気持ちは私も共有します。しかし、これからどんどんどんどん人口が急速に減少していく、しかも、それは地方政府の方がどうすることを考えますと、こうした地

域においては、やはり居住地域を災害がなくとも集約化していかないといけない、そういう状況に置かれてつつある。だからこそ、その人口減少に合わせた居住地域の集約化と同時に、事前防災のための集団移転促進事業というのを一体的に考えてやはり進めていくというのが、安心、安全かつ地域社会を守っていくという意味でも大事じゃないかと思うんですが、大臣、最後にお答えいただきますようにお願いします。

○赤羽国務大臣　これまでも国交省として、高齢社会を見通して、コンパクトシティーということをずっとと言つていきました。しかし、これはなかなかいよいよ、既にここには皆こもるしそうな流れで

○あかま委員長　これより討論に入るのあります
すが、討論の申出がありませんので、直ちに採決
に入ります。

内閣提出、特定都市河川浸水被害対策法等の一
部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○あかま委員長　起立総員。よつて、本案は原案
のとおり可決すべきものと決しました。

○あかま委員長　ただいま議決いたしました法律
案に対し、平口洋君外五名から、自由民主党・無
所属の会、立憲民主党・無所属、公明党、日本共
産党、日本維新の会・無所属の会及び国民民主
党・無所属クラブの六会派共同提案による附帯決
議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。小宮山泰子君。

趣旨を御説明いたします。
趣旨の説明は、案文を朗読して代えさせていた
だきたいと存じます。

改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点
に留意し、その運用について遺漏なきを期すべ
きである。

流域治水に関する施策の決定及びその実施に当たっては、流域治水に係る計画のための協議会で住民、NPO等の多様な意見の反映

を促す等により地域住民等の意向が十分分配慮されるとともに、上流及び下流のそれぞれの地域の受益や負担が示される中で、円滑な合意形成が行われるよう環境整備に努めるこ

と。また、まちづくりとの連携が十分に図られるよう努めるとともに地方公共団体に対しても適切に助言すること。

二 学校教育及び社会教育における防災教育の

充実を図ること。またその際には、災害伝承を調査及び検証の上、次世代に引き継がれるよう適切に活かすとともに、治水や水源保全等における上流域が担う役割的重要性等に対する下流域の理解の醸成に努めること。

三 流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考え方を推進し、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献すること。

四 森林の有する水源涵養機能や農地等が一定の洪水低減機能を有することの重要性及び山間地等の土地利用の変化が流域の土砂災害等に影響を与えることを踏まえた森林管理の重要性に鑑み、農林関係機関との連携強化を図ること。

五 流域治水の取組を強力に推進するため、特定都市河川の積極的な指定に努めるとともに、都道府県による指定を促進するため、流域治水に係る計画の策定及び同計画に基づく取組への必要な支援を行うこと。また、流域が複数の都道府県にまたがる場合も適切な指定が行われ、連携した施策が実施されること。

六 雨水貯留浸透施設の設置等に当たっては、地形や地質、土質、地下水位、周辺環境等の状況の調査により施設整備の効果の維持に努めること。

七 浸水被害防止区域や貯留機能保全区域の指定が円滑に進められるよう、ガイドラインの策定や地方公共団体に対する必要な助言等の支援に努めること。また、既存建築物の安全性の確保や、貯留機能保全区域を対象とした固定資産税の減免措置等の支援策の創設を検討すること。

八 地方公共団体による浸水想定区域図及びハザードマップの作成を推進するため、「データの活用等の技術的な支援とともに、

財政的な支援を一層行うよう努めること。また、ハザードマップ等に基づき提供される情報が住民の避難行動に結びつくよう、ハザードマップの作成、公表、周知の各段階において、多様な主体の参画の機会を積極的に設けるよう助言すること。

九 要配慮者利用施設における逃げ遅れによる人的被害を繰り返さないよう、厚生労働省と連携し、避難の実効性の確保に資するため、要配慮者利用施設へ助言等を行う市町村に対して必要な支援を行うこと。

十 ダムの洪水調節機能を適切に確保するため、災害の予防的措置として必要な堆砂除去に対する国の財政支援制度の創設を検討するとともに、効率的・効果的に利水ダム等の事前放流を実施するために必要な放流設備の増強等を関係者と連携し推進すること。

十一 防災集団移転促進事業が事前防災対策として活用されるよう市町村等に対して本改正内容の周知に努めるとともに、移転先における持続可能なまちづくりのための必要な助言等の支援を行うこと。また、移転者の経済的負担の軽減に配慮した更なる支援策を検討すること。

以上であります。

○あかも委員長 何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○あかも委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

(賛成者起立) 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○あかも委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、国土交通大臣から発言を求められておりますので、これを許します。国土交通大臣赤羽

一嘉君。
○赤羽国務大臣 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案につきましては、本委員

会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま全会一致をもつて可決されましたことに深く感謝申し上げます。

今後、本法の施行に当たりましては、審議における委員各位の御意見や、ただいまの附帯決議において提起されました各事項の趣旨を十分に尊重してまいる所存でございます。

ここに、委員長を始め、理事の皆様方、また委員の皆様方の御指導、御協力に対し、深く感謝の意を表します。

誠にありがとうございました。

○あかも委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○あかも委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○あかも委員長 次回は、来る十四日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十分散会

令和三年五月二十六日印刷

令和三年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U